

適切な教育支援を行うために

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

令和3年11月

岡山県教育庁特別支援教育課

目次

I	「適切な教育支援を行うために」の改訂に当たって	1
II	障害のある子供の教育支援の基本的な考え方	3
	1 インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進	3
	2 教育的ニーズとは	4
	3 一貫した支援体制の構築	4
	4 移行期の教育支援	5
	5 就学後のフォローアップと柔軟な対応	5
	6 障害の種類や状態等と就学先決定の在り方	6
	7 合理的配慮について	6
III	就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス	8
	1 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動	8
	(1) 就学に関する事前の相談・支援の目的	8
	(2) 就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点	8
	(3) 就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動	9
	(4) 早期からの就学に関する事前の教育相談の機会	9
	(5) 対象となる子供の行動等の観察	11
	(6) 学校見学や体験入学の実施	11
	(7) 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定	12
	(8) 就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有	12
	2 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス	12
	(1) 就学先の決定の仕組み	12
	(2) 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための 就学相談	13
	(3) 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討	13
	(4) 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取	17
	(5) 教育支援委員会等の機能	18
	(6) 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定	19
	(7) 県教育委員会における教育相談体制の整備	20
	(8) 個別の教育支援計画の作成と活用	21
	3 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス	21
	(1) 基本的な考え方	21
	(2) 個に応じた適切な指導の充実	22
	(3) 継続的な教育相談の実施	23
	(4) 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更	23
	4 就学に関わる関係者に求められるもの	23

IV	就学先決定における手続きの流れ	25
V	障害の状態等とその対象となる学びの場	29
	1 視覚障害	29
	2 聴覚障害	33
	3 知的障害	35
	4 肢体不自由	38
	5 病弱・身体虚弱	41
	6 言語障害	43
	7 自閉症・情緒障害	45
	8 学習障害	49
	9 注意欠陥多動性障害	50
VI	就学事務	52
	1 学齢簿	53
	2 就学時の健康診断等	54
	3 就学通知	57
	4 就学通知の段階で合意形成に至らない場合の対応	61
	5 入学に至るまでの教育相談及び入学後の教育相談	61
	6 就学の督促	62
	7 修了者の通知	62
	8 学齢簿の加除訂正通知	62
VII	就学義務の猶予・免除	63
VIII	資料	64
	1 様式集	64
	2 相談機関	78
	3 関係法令、通達等	79
	【法令等】	
	ア 学校教育法（抄）	79
	イ 学校教育法施行令（抄）	80
	ウ 学校教育法施行規則（抄）	85
	エ 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件	87
	オ 学校保健安全法施行令（抄）	87
	【関連通知等】	
	カ H18. 3. 31 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）	88
	キ H18. 3. 31 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、 学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）	90
	ク H25. 9. 1 学校教育法施行令の一部改正について（通知）	92
	ケ H25. 10. 4 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	94

☐	H27. 7. 8 無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の 充実について(通知)	99
☐	H30. 8. 27 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)	101
☐	H31. 3. 15 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)	105
☐	R3. 6. 30 個別の教育支援計画の参考様式について	108

【福祉関連】

☐	H24. 4. 18 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について	112
☐	H28. 6. 17 小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いに ついて(通知)	115
☐	H28. 8. 1 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について	116

【病気療養児関連】

☐	H6. 12. 21 病気療養児の教育について	120
☐	H25. 3. 4 病気療養児に対する教育の充実について(通知)	127
☐	H30. 9. 20 小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を 行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)	128

4	障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人の教育的ニーズを 踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月 文部科学省発行)	132
---	--	-----

I 「適切な教育支援を行うために」の改訂に当たって

我が国の障害のある子供とその保護者及び関係者を取り巻く環境は、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、各種制度とその運用が大きく整備されてきました。

中央教育審議会初等中等教育分科会による、平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告を始めとして、平成28年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等の改訂（平成29年～31年公示）、高等学校等における通級による指導の制度化（学校教育法施行規則等改正（平成30年4月施行））などにより、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みが整備されてきました。

障害のある子供の就学相談や就学先の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、文部科学省から「教育支援資料」（平成25年10月）が示され、就学に関する手続きについて、各市町村教育委員会や学校等に御尽力いただいていたところです。

令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。そして、同有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障害のある子供の就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂がなされるとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称が改定されました。

この新たな手引では、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市町村教育委員会や多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が示されました。

具体的には、

- 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方が解説されたこと。
- 従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る

一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説されたこと。

○「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載が充実されたこと。

以上の3点が挙げられます。

こうしたことを踏まえて、平成29年4月に作成した「適切な教育支援を行うために―一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実―」を改訂することになりました。

各市町村教育委員会においては、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するための、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていただくようお願いします。そして、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を一層図ることにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築に向けて、本資料を御活用ください。

Ⅱ 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1 インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進

障害のある子供の自立と社会参加や「共生社会」の形成に向けて、学校教育は重要な役割を果たすことが求められており、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築は、障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指し、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

さらに、全ての学びの場において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが必要です。小中学校等内において、特別支援学級と通常の学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校と小中学校等との間の交流及び共同学習を積極的に推進することが必要です。特に、特別支援学校に在籍する子供は、居住する地域から離れた学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があります。このため、県教育委員会、市町村教育委員会、特別支援学校及び小中学校等が密接に連携し、特別支援学校に在籍する子供が、居住する地域の小中学校等に在籍する子供と共に学ぶ居住地校交流の取組を、年間を通じて計画的に実施することが求められています。これに関して、本県では、特別支援学校に在籍する子供が居住する地域の学校に交流籍（副次的な籍）を置く取組を推進しています。これにより、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも有意義なものであり、今後も一層その普及を図っていくことが重要です。

2 教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切です。

さらに、全ての学びの場において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施していくことも必要です。

3 一貫した支援体制の構築

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進には、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用等により、障害のある子供一人一人について、①教育的ニーズの整理、②支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討、③関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援などの効果が期待でき、その取組を強力に推進していくことが重要です。

就学についても、これまでの就学期での就学指導を中心とした「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や地域、関係機関と連携した「面」としての、障害のある児童生徒の教育支援体制を構築することが必要です。

4 移行期の教育支援

移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。

また、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見直し等について、きめ細かい情報提供を行うことが重要です。加えて、教育支援委員会等による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて学校や学びの場を見直すことができること、通級による指導等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明から合意形成までの手続きについても併せて情報提供を行うことが重要です。さらに、卒業後を含むライフステージに応じて、小中学校等や特別支援学校における教育による成長事例が、本人及び保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要です。

5 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

その際、例えば、小中学校等に進学した場合でも、特別支援学級という学びの場が良いのか、通級による指導を行う方が良いのか、通常の学級における指導を基本とするのが良いのかについても、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、全ての関係者が認識する必要があります。

子供一人一人の障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当です。

6 障害の種類や状態等と就学先決定の在り方

学校教育法（以下、「法」という。）第72条において、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」旨が規定され、特別支援学校における教育の対象となる5つの障害種のことについて規定されています。

また、法第75条において、「第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める」旨が規定されており、これを受け、学校教育法施行令（以下、「令」という。）第22条の3において、法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度が定められています（p. 28〔表Ⅳ－1〕）。

このように、令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないこととなる一方、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意が必要です。平成25年9月の令の改正により、障害の状態（令第22条の3の表に規定する障害の区分及び程度への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められています。

また、同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）があり、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度を示していますが、これについても、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の状態を示したものであり、学びの場については、障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する必要があります。

7 合理的配慮について

就学先決定の仕組みにおいて最も重要な理念の一つが、本人及び保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成です。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人及び保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人及び保護者

の意見を最大限尊重し、本人及び保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行います。なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが求められます。

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約において提唱された概念です。中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会）における合理的配慮を提供するに当たっての観点（抜粋）を以下に示します。

【① 教育内容・方法】

<①-1 教育内容>

①-1-1 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【② 支援体制】

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【③ 施設・設備】

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

Ⅲ 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

1 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動

(1) 就学に関する事前の相談・支援の目的

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。

これらの取組を通じて、本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようにすることのほか、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことにつながります。

(2) 就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっては、以下の点に特に留意すべきです。

- ① 就学に関する事前の相談・支援として、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- ② 就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨むことができるようにすること。
- ③ 一連の就学先となる学校や学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにすること。
- ④ 本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努めること。具体的には、例えば、次のようなことを保護者に分かりやすく説明すること。
 - ・ 就学が予想される学校の教育目標や多様な学びの場の目的
 - ・ 対象となる子供が学校生活を送る上で課題になりそうな内容
 - ・ 支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配

慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）

・多様な学びの場の活用による成長事例

- ⑤ 本人及び保護者に対し、適切なタイミングで、「法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス」（p.12～）についても理解を促すこと。
- ⑥ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。

なお、⑤に関して、今後行われる就学先となる学校や学びの場についての意見聴取の際には、本人及び保護者が正確な情報を得て理解した上で意向を表明できることが特に重要であり、その意味で就学に関する事前の相談・支援で保護者との関係を構築し、保護者との共通理解を図ることが大切です。

（3）就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動

①啓発資料の作成と活用

保護者が、就学について関心をもったときや不安を感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要であり、情報提供の方法としては、教育委員会や学校のホームページの活用など、様々に考えられます。また、こういったパンフレット等を保護者が手に取りやすいように、認定こども園・幼稚園・保育所等に配布することも有用です。こういった資料においては、具体的に、詳しい情報へのアクセス方法や相談するための連絡先を周知することも必要です。

②就学説明会の実施

市町村教育委員会は、認定こども園・幼稚園・保育所等への就学説明会の実施を通じて、今後行われる様々な就学に関する事前の相談・支援の活動を紹介し、今後の活動に対して、本人及び保護者の積極的な参画を促していくことが重要です。情報提供に当たっては、本人及び保護者の関心が特に高い今後の就学の流れ、学校やそこでの学びの場の紹介、教育相談の窓口等の説明を含むことが重要です。

（4）早期からの就学に関する事前の教育相談の機会

①早期からの就学に関する事前の教育相談に求められる役割

就学に関する事前の教育相談は、できる限り早期から行っていくことが重要です。就学に関する事前の教育相談に求められる役割には、本人及び保護

者の障害等への理解に関すること、保護者が障害のある子供との関わり方を学ぶことで良好な親子関係の形成に関すること、乳幼児期の発達を促すような関わり方に関すること、障害による学習上又は生活上の困難を改善するための本人及び保護者の関わり方に関すること、学校における特別支援教育についての情報提供に関することなどの支援が考えられます。

障害のある子供の情報を把握するために、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。具体的には市町村教育委員会が、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療や福祉、保健の関係機関などと連携していくことが必要です。

なお、保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者自身も障害のある子供の就学や教育に関する相談に応じることが考えられるため、そこでの相談が、その先の支援につながるように、日ごろから教育委員会は関係機関や学校と連携した相談・支援のネットワークを構築しておくことが必要です。

②早期からの就学に関する事前の教育相談における留意事項

就学に関する事前の教育相談を進めるに当たっては、多くの保護者は我が子の障害にとまどいを感じ、不安を抱いている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者の伴走者として対応し、子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

その上で、様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要です。さらに、子供のできることや発達が進んでいる側面を具体的に示し、今後の目標や課題を明確にしていくことが大切です。

一方で、保護者が、子供の成長や教育の成果を急ぎ求めすぎて、子供の心身の発達の段階、更には本人の意欲や学習負担などとは無関係に、一度に全ての教育や支援を実施する必要があると誤解し、その時点では到達が困難な目標を掲げた結果、失望したり、悩んだりしていることもあります。そこで、就学に関する事前の教育相談においては、教育委員会等が用意している個別の教育支援計画などを活用するなどして、子供一人一人の教育的ニーズを整理し、短期的な目標、長期的な目標を明確にしていきながら、家庭や学校等で取り組む内容の優先順位を保護者と共有していくとともに、子供の成長を確かめ合い、共に喜べるような関わりを工夫し継続することが重要です。

こうした取組の工夫により、就学担当者が保護者との信頼関係を構築し、保護者の就学に対する主体性を引き出すことが特に大切です。

(5) 対象となる子供の行動等の観察

教育相談や学校見学、体験入学の際に、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討する上で、実際の子供の活動場面の行動等を観察することは欠かせません。

この場合においては、市町村教育委員会の相談担当者のほか、就学先として想定される教育機関で行う教育をよく知る者（新小学1年生の場合には、小学校や特別支援学校小学部の担当者、又は特別支援教育コーディネーター）が、その子供の実際の活動場面を観察して障害の状態等を把握するとともに、成長・発達のために必要な指導すべき課題等から教育的ニーズを考察することなどが大切です。

活動場面の行動等を観察する方法としては、巡回相談や特別支援学校のセンター的機能による地域支援などに併せて行う方法や、子供が通園・通所・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校や、児童発達支援センター等の就学前の支援機関、放課後等デイサービス等の放課後支援機関等に観察する相談担当者が出向く方法などを工夫して行うことが望まれますが、その際には、次の点に留意する必要があります。

- ①子供との直接的な関わりを大切にする
- ②子供の可能性を探る視点をもつ
- ③複数の視点から観察する
- ④事前の情報収集を大切にする

(6) 学校見学や体験入学の実施

①学校見学

学校見学を行う場合には、単なる学校施設の見学に終始しないように配慮する必要があります。そのため、学校を案内する場合には、特に保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次どのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切です。

また、子供が就学する場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、さら

に、多様な学びの場を活用した成長事例が分かりやすい形で情報提供されることも重要です。特に、小中学校等への就学を考える際には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることについて、保護者が自然に理解を深められるよう、留意していくことが重要です。

②体験入学

学校は、体験入学を実施するに当たって、その趣旨について学校全体の共通理解を図ったり、教育委員会と連携したりして組織的に行うことが必要です。特に、体験入学に参加する子供にとっては、慣れない場や、場合によっては異年齢との活動での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要です。

(7) 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者や障害当事者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験談をまとめた資料を活用したりすることは、就学以降の成長の見通しをもつことを可能とし、就学について考える本人及び保護者にとって、有益な機会となります。

(8) 就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有

市町村教育委員会は、その後の法令に基づく具体的な就学先決定等の検討に着実につなげる観点から、これまでの就学に関する事前の相談・支援で得られた情報を適切に整理しておくことが必要です。その際、対象となる子供の観察から得られた情報や、既に作成されている場合には個別の教育支援計画を参考にして、子供が通園・通所・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校で、これまで何を目標として学んできたのか、身に付いたこと、身に付きつつあること、まだ身に付いていないことなど、その情報を引き継いで指導・支援すべき課題を整理するのみならず、数年後の子供の学校や学びの場、生活の場などを想定し、そこで必要とされる力や目指す姿を明らかにしていく視点も必要です。

2 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

(1) 就学先の決定の仕組み

市町村教育委員会は、域内に住所の存する子供の適切な就学についての責任を負っています。そのため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的

見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することになります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

(2) 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

市町村教育委員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておく必要があります。

また、本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければいけません。ただし、「前項の目的を達成するため」とあるように、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者とともに醸成していくことが重要です。

(3) 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市町村教育委員会は、障害のある子供の障害の状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子供の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子供の教育的ニーズと特別な指導や合理的配慮等の必要な支援の内容を検討します。そして、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することとなります。

①重複障害のある子供について

特に、知的障害を併せ有する子供の教育的ニーズを整理するに当たっては、教育的ニーズを整理するための観点を十分に踏まえるとともに、教育の内容の選択という視点からも十分整理していく必要があります。つまり、各教科について、学校教育法施行規則第126条第2項（中学部・高等部の場合は

同規則第127条第2項、第128条第2項)を適用し、知的障害のある子供のための各教科を取り扱う必要があるかどうかを検討することが最も重要です。

なお、発達期における知的機能の障害は、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も子供一人一人で異なることが多いです。そのため、知的障害のある子供のための各教科等の目標及び内容は段階を設けて示すことにより、子供一人一人の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしています。よって、知的障害のある子供のための各教科の各段階における目標及び内容を取り扱うものに対して、知的障害への教育的対応を基本とする検討が必要です。

他方、障害のある子供には、令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者のほか、それ以外の言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する者もいます。

また、近年の医学的診断名において、例えば、広汎性発達障害のほか、その下位項目となるようなアスペルガー症候群等で示されている場合や、自閉症の特徴のある子供は知的障害や言語障害を有していても全て自閉症スペクトラム障害の診断名で示されている場合もあります。他方、発達障害とあっても、例えば、注意欠陥多動性障害や学習障害、自閉症を併せ有する場合がありますなど、様々な状態が見られます。

そのような子供たちの教育的ニーズを整理するに当たって、まずは、その子供が併せ有する全ての障害の種類やそれらの状態等を正しく理解することに努めることが前提となります。その上で、必要な支援の内容を検討する際には、対象となる子供の現在の障害の状態等を踏まえ、現に指導すべき複数の課題のうち、優先すべき課題について検討し、教育的ニーズを整理していく必要があります。そして、その教育的ニーズがどのような障害の種類等に関連したものかを見極めながら、法に定める障害種の規定により設置された学校や学びの場のうち、その時点で最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場の選択に努めていく必要があります。学校教育として提供する教育の内容の選択という視点からも、十分な検討・整理が前提となることに留意が必要です。

②特別支援学級と通級による指導について

小中学校等における教育により、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討することとなります。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支

援学級における指導の三つがあり、子供一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子供一人一人にとって、どの学びの場の形態が最も適切かどうかを検討していくことが大切です。

その上で、基本的な方向性として、障害のある子供と障害のない子供とが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。学びの場の形態に関わらず、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も重要な視点です。

通常の学級における指導や、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導を行うことで、子供一人一人の教育的ニーズに応じた十分な教育を提供できる場合には、いずれかを選択します。また、通級による指導だけでは特別な指導を十分に行うことが難しい場合には、特別支援学級における少人数の学級編成による、よりきめ細かい指導を選択することとなります。

なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっています。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討すべきです。

③特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。

また、教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要です。

このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在

籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

なお、実施に当たっては、特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら実施する必要がある、指導体制が整わないまま実施することは不適切です。

これらの取組を通して、常に通常の学級の子供と特別支援学級の子供が交流及び共同学習ができる環境を整備し、同じ学校の子供であるという意識を意図的に醸成することにも留意する必要があります。

④特別支援学級や通級による指導の実施体制について

特別支援学級の設置や通級による指導の実施に当たって、教員の配置等については、県教育委員会との密接な連携が欠かせません。したがって、市町村教育委員会と県教育委員会とが、日頃より、特別支援学級や通級による指導を受けることが見込まれる子供の状況について十分な情報共有を図りながら、十分な時間的余裕をもって検討を進めていく必要があります。

また、通級による指導が必要な場合には、在籍する小中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や通級による指導の担当教員が小中学校等を巡回して行う取組を推進することが重要です。しかしながら、例えば、通級による指導の対象となる子供について、その子供が通学する小中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えません。どのような学びの場がふさわしいかは、その子供の教育的ニーズが大前提となります。そのため、市町村教育委員会においては、教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を整理しつつ、必要に応じて県教育委員会とも相談しながら、学びの場について入念に検討・判断を進める必要があります。

⑤医療的ケアの必要な子供について

医療的ケアの必要な子供については、「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長)と、「障害のある子供の教育支援の手引」の別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」も参考にしながら、医療的ケアが必要な子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること

等が必要です。

⑥障害のある外国人の子供について

障害のある外国人の子供については、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について(通知)」(平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長)を踏まえることが必要です。具体的には、障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長)等を参考としながら、障害のある外国人の子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。

また、外国籍か日本国籍であるかを問わず、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではありません。それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当です。

なお、障害のない外国人の子供については、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受入れ体制を整える必要があります。この「特別の教育課程」とは、外国人の子供等が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて、通常の学級以外の教室で行う教育の形態であり、学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条及び第132条の3に基づき行われるものです。外国人の子供に障害がないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切です。

(4) 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たって、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先

の決定は、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意する必要があります。

なお、教育支援委員会等を起点に、特別支援学校又は小中学校等という障害のある子供の就学先のみを検討するだけではなく、小中学校に就学する場合、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導のいずれがふさわしいかについても様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要です。

また、入学後に新たに障害の状態等を把握したり、障害の状態等の変化をもって学びの場を再検討したりすることがあり得ますが、こうした場合の学びの場についても、就学前に検討を行い、入学当初から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行えるような体制を整えることが肝要です。その際も、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し、多角的、客観的に検討が行われることが重要です。

(5) 教育支援委員会等の機能

今後の教育支援委員会等においては、これまで就学指導委員会が行ってきた機能に対し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のような機能の充実を図っていくことが大切です。

- 障害のある子供の障害の状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合

の調整について助言を行うこと。

(6) 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

①総合的な判断の基本的な考え方

障害のある子供の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点です。市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

②本人及び保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成です。

よって、市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定することが適当です。

また、この際、基礎的環境整備や合理的配慮の趣旨を踏まえつつ、子供一人一人に必要な教育上の合理的配慮の提供についても合意形成を図り、市町村教育委員会は、そのことを個別の教育支援計画に記載した上で就学先に引き継ぐことが必要です。

さらに、就学先決定の際に、就学後に関しても、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を基にしながら、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容のほか、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を必要に応じて見直すことや、見直しのための手続についても、本人及び保護者と学校や、学校の設置者である教育委員会との間で合意形成を図っておくことが大切です。

③就学先の決定

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の就学先を決定します。

市町村教育委員会は、就学先の決定を受け、これに関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子供はその学校に就学することになります。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

また、より広域的な観点では、市町村ごとに就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという観点から適切とは言えません。このような状況を避けるためにも、必要に応じて、県教育委員会や特別支援学校は、判断の客観性を確保するため、市町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行います。

（7）県教育委員会における教育相談体制の整備

県教育委員会においては、専門家チームや巡回相談員等の派遣や巡回教育相談等の効果的な実施、特別支援学校のセンター的機能の活用などにより、就学先の円滑な検討・決定に向け、市町村教育委員会を積極的に支援します。市町村教育委員会単独で教育相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずることや、関係者のための研修会を県が実施することも可能です。

また、地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級の学びの場の判断について、教育的ニーズを踏まえた十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘があります。県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、就学に向けたプロセスや、各市町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の市町村教育委員会の取組を支援します。それとともに、就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行います。

(8) 個別の教育支援計画の作成と活用

市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズや必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理します。就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先に引き継ぐものとしします。

また、「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和3年6月30日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）により、各学校や地方公共団体において定めている「個別の教育支援計画」の様式を、可能な限り域内においてより標準化し、充実する方向で活用し、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要であると示されています。

認定こども園・幼稚園・保育所等において個別の教育支援計画等が作成されている場合は、それらとの整合性や一貫性をもって作成するよう努めることが必要です。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、就学先となる学校や学びの場を検討していく過程において作成されていくものです。その際、認定こども園・幼稚園・保育所等における子供の状況等を踏まえ、就学先となる学校や学びの場での教育支援につながる内容等が含まれることが重要です。また、作成には、専門機関等の関係者や保護者も参画して、就学時点における支援だけでなく、その子供に対する長期的な展望に立った支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなるように共通認識が醸成されることが期待されます。

このように、個別の教育支援計画は、就学前の支援を引き継ぎ、教育相談の過程を経て作成され、新たな就学先における支援の内容の充実を図るものです。したがって作成後は、本人及び保護者の了解を得た上で、着実に就学先に引き継がれていくことが必要です。

3 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

(1) 基本的な考え方

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な

範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子供一人一人の発達の種類、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の就学先となる学校や学びの場の変更を決定するものです。

(2) 個に応じた適切な指導の充実

障害のある子供一人一人に応じた適切な指導を充実させるためには、各学校や学びの場で編成されている教育課程を踏まえ、個別の指導計画を作成し、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細かに指導することが必要です。

個別の指導計画は、学習指導要領において、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での作成が義務付けられています。また、通常の学級に在籍する障害のある子供等の各教科等の指導に当たっても、個別の指導計画の作成に努めることが示されています。

子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえた適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものですが、その際、それぞれの学びの場における個に応じた指導のみならず、例えば、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で交流及び共同学習を行っている場合には、その交流及び共同学習についても、通常の学級の他の子供と同様に設定した指導目標、指導内容、指導方法で十分に学ぶことができているか、特別支援学級における年間を通じた指導と交流及び共同学習について、指導目標、指導内容、指導方法に一貫性があつたか、交流を行う通常の学級において十分な支援

体制が構築された中で学ぶことができているかなどについて、評価・検証し、必要な改善を行うことが必要です。

(3) 継続的な教育相談の実施

子供の教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き、保護者との教育相談を行う必要があります。ただし、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。

(4) 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更

就学後も定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を評価・改善していく中で、必要に応じて就学先となる学校や学びの場の変更の必要性について検討することが大切です。この場合、特別支援学校は県教育委員会に設置義務があり、小中学校等は市町村教育委員会に設置義務があることから、双方の教育委員会や学校が密接に連携を図りつつ、障害のない子供と同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。

特に、市町村教育委員会においては、設置者が異なる特別支援学校に就学した子供についても、就学先の特別支援学校との連絡や県の教育支援委員会等との連携などにより、居住する子供の育ちの状況を就学後も継続的にフォローアップすることが大切です。

また、居住する地域から離れた特別支援学校に就学した子供が、居住する地域の小中学校等に交流籍（副次的な籍）を置く取組については、居住する地域との結びつきを強めたり、居住する地域の小中学校等との交流及び共同学習を継続的に推進したりする上でも有意義であり、県・市町村の双方の教育委員会、特別支援学校・小中学校等が連携を図りながら、この交流籍の取組や、それを活用した交流及び共同学習に積極的に取り組む必要があります。

4 就学に関わる関係者に求められるもの

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このた

め、就学先となる学校や学びの場の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、就学先の検討に先だった保護者からの意見聴取と意向確認のための就学相談を実施した上で、子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、教育支援委員会等による専門家の意見聴取を踏まえ、総合的な判断をすることが大切です。

障害のある子供の就学先の決定に至るまでには、教育委員会担当者、教育や保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わることとなり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となります。仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能（支援する具体的内容）が保護者に周知されていなかったり、関係機関や担当者により考え方や対応が異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのか分からなくなり、子供一人一人の教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となります。

就学先となる学校や学びの場の検討に関わる関係者の対応如何によっては、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子供の学習する権利を奪うことになりかねません。

そのため、就学先決定までのプロセスに関わる者は、障害のある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要です。

そこで、市町村教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されます。

IV 就学先決定における手続きの流れ

以前は、図IV-1のように、令第22条の3に該当する子供（視覚障害者等）については、原則特別支援学校へ就学することを基本的な前提とした上で、「小中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情がある」場合は例外として認定就学者として小中学校への就学ができることとされていました。

平成25年9月の令の一部改正後は、図IV-2のように、視覚障害者等に対して想定される就学先について、市町村教育委員会が、障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情等を総合的に判断し就学先を決定する仕組みとなりました。なお、障害のある子供の就学先決定についての手続きの流れは、図IV-3のとおりです。

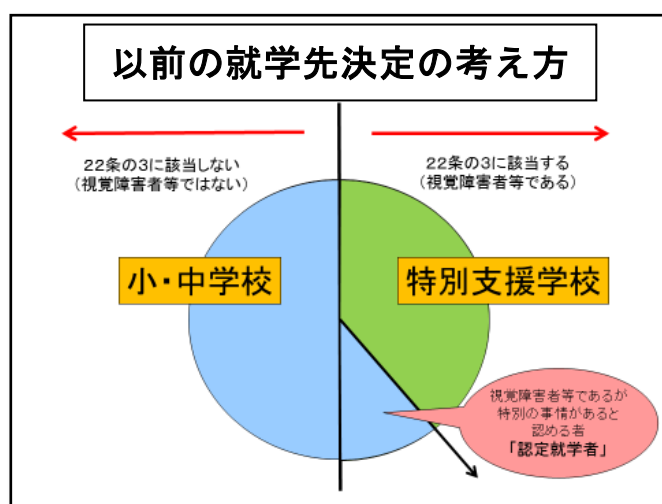


図 IV-1

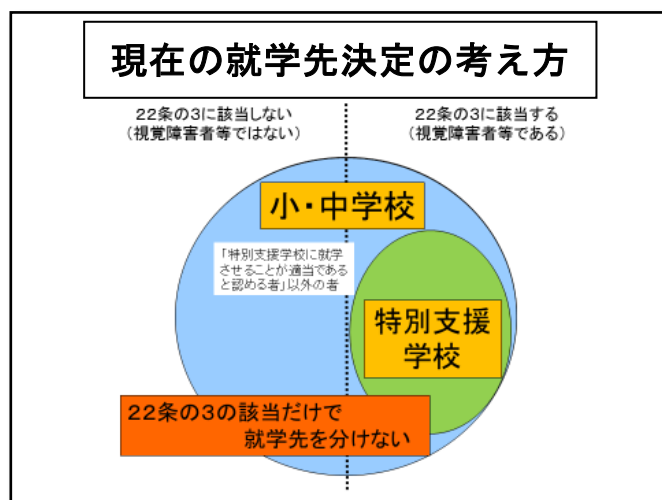


図 IV-2

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

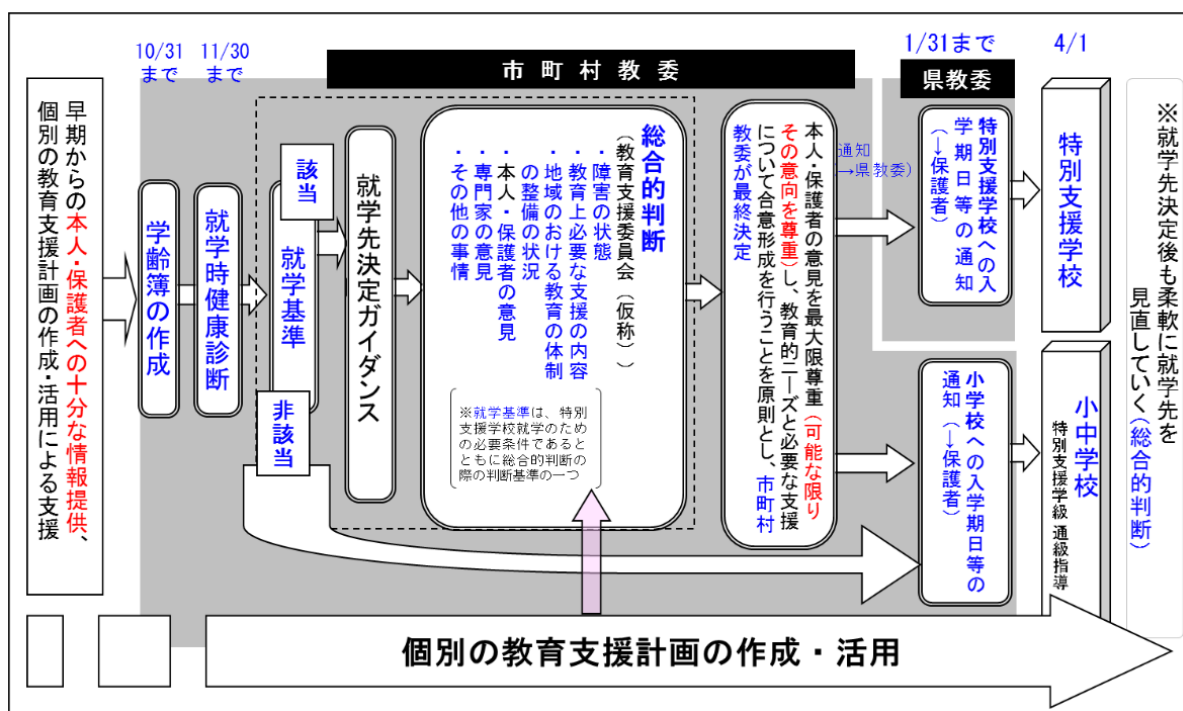


図 IV-3

※就学義務について

憲法第 26 条第 2 項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と規定されています。これがいわゆる義務教育です。

義務教育について、法第 17 条は、「保護者は、子の満 6 才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 才に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」「保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 才に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」と規定しています。

また、就学の義務を負うのは保護者ですが、保護者とは、子に対して親権を行う者ということになっています。親権を行う者のないときは、未成年後見人を行うことになっています。(法第 16 条)

なお、児童福祉施設の長については、児童福祉法第 47 条第 1 項及び第 48 条に、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行い、法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならないと規定されています。

就学義務についての法的な面は以上のとおりですが、実際に障害のある児童生徒の就学に当たっては、まず、障害についての適切な診断や保護者の理解等が必要となります。

令第 22 条の 3 に規定されている視覚障害者等の障害の程度については、表Ⅳ-1 のとおりです。

表 IV-1 障害の程度

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

○二つ以上の障害の程度に該当する障害を併せ有する場合

二つ以上の障害の程度に該当する障害を併せ有する子供については、障害の実態は様々であり、その併せ有する障害の種類、程度の軽重などを考慮して最も適切な教育内容や方法を定める必要があります。その際、個々の子供の有する教育上の課題などを考慮して、総合的な判断に基づくことが大切です。

V 障害の状態等とその対象となる学びの場

就学先の学校や学びの場を判断する際には、対象となる子供の教育的ニーズを整理することが重要であることを、前段でも説明しています。その際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切です。

ここでは、各障害種についての説明と特別支援学校や特別支援学級等の対象となる状態について説明しますが、教育的ニーズを整理するための観点については、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」において詳細に説明されているため、必ず確認してください。

1 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気づいたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。

(1) 特別支援学校（視覚障害）の対象

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

(令第 22 条の 3)

(解説)

ア「両眼の視力がおおむね 0.3 未満」とは、眼鏡等で矯正した視力 0.3 については、小中学校等において学習に困難を生じるかどうかを判断する指標となり得るものであるが、眼鏡等で矯正した視力 0.3 以上で視力以外の視機能障害がない場合でも何らかの理由で近くの文字等の認識に困難を来す場合があるため、一概に眼鏡等で矯正した視力 0.3 以上のものが特別支援学校（視覚障害）の就学対象から除外されないことがないよう一定の幅をもたせた。「お

おむね」と規定することで、眼鏡等で矯正した視力 0.5 程度までも想定するとともに、学習するために必要となる視覚による認識機能を判断の基準とすることができるようにしたものである。同様に、視力以外の視機能障害についても、小中学校等において学習に困難を来すかどうかを判断の指標とするものである。

イ「拡大鏡等」とは、視力矯正後でも物体の認識力が低い場合に使用する弱視レンズ類を意味し、屈折異常を矯正するのみで拡大する機能のない眼鏡とは異なる。ここで「等」とは、単眼鏡、遮光眼鏡等を指すものであり、拡大読書器やタブレットは含まない。

ウ「通常の文字」とは、小中学校等の検定済教科書等において通常使用される大きさの文字をいう。通常の文字には点字は含まれない。

エ「図形等」とは、検定済教科書等で使用される程度の大きさの図形や写真、グラフなどを意味するほか、映像を含む通常の教材や日常生活にある事物の形状等も含まれている。

オ「視覚」とは、視力、視野、光覚（明順応・暗順応）、色覚、屈折・調整、両眼視、眼球運動の視機能を総称したものである。

カ「不可能」とは、通常の文字や図形等の視覚による認識が不可能な状態をいう。これに該当するのは、全く視力のない全盲のほか、明暗の識別がかりうじて可能な光覚（弁）や眼前の手の動きが分かる手動（弁）等である。これらに該当する者については、点字を用い、視覚以外の触覚や聴覚の活用を主とした教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が系統的・継続的に行われる必要がある。

キ「著しく困難」とは、上記の「不可能」と「著しく困難」を併記することで、必ずしも点字による教育を想定しているわけではなく、視覚を活用した通常の文字等による教育を行うことを含めて示している。「著しく困難」な者とは、小中学校等に就学する子供に比べて通常の文字等の認識にかなりの時間を要するとともに、全ての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が系統的・継続的に必要な子供を指している。

ク「困難な程度」を判断するに当たっては、学習するために必要となる視覚による認知能力が判断基準となる。その際、図形等の弁別や認知に関する検査（例えば、知能検査の動作性検査など）を行うことで、その結果を判断基準として用いることができる。例えば、検査の結果、視覚に障害のない子供に比べて弁別や認知に要する時間が倍以上かかったり、弁別や認知の正答率が半分に満たなかったりする場合を「著しく困難」と判断し、これを基

準に弁別や認知に要する時間や正答率に応じて「困難である」とか、「困難があるため、通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする」というように判断することなどが考えられる。また、文章を用いて読みの速さを検査した場合も同様に考えることができる。

(障害の判断に当たっての留意事項)

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法を分かりやすく説明するほか検査時の反応をよく確認すること等により、その正確さを期すように特に留意すること。

(2) 通級による指導（弱視）の対象

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の文字や図形等の認識に多少の時間がかかるものの、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できるが、「一部特別な指導を必要とするもの」を指す。「一部特別な指導を必要とする」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が継続的に必要なことを指す。そのほかの用語の意味は、(1) 特別支援学校（視覚障害）における解説と同様である。

(3) 弱視特別支援学級の対象

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「視覚による認識が困難な程度のもの」とは、小中学校の通常の学級に在籍する子供に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、通常の学級においては指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある状態を指している。

2 聴覚障害

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっている。

(1) 特別支援学校（聴覚障害）の対象

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。

(令第22条の3)

(解説)

「補聴器等の使用」の「等」とは、医学や科学技術の進歩に対応して、近年、重度の聴覚障害児への装用が普及している人工内耳を指している。

また、「通常の話声」とは、人が通常の会話の中で使用する話し声のことであり、大声やささやき声とは区別して用いている。人工内耳を装用しても、通常、話し声の理解のためには適切な教育的対応が必要であり、そのための場として、特別支援学校（聴覚障害）が役割を果たすことも考えられる。

「話声を解することが著しく困難」は、聴力レベルがおおむね60dB以上の状態において、補聴器等を使用しても、通常の会話における聞き取りができにくい状態を意味している。

(障害の判断に当たっての留意事項)

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

(2) 通級による指導（難聴）の対象

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね

ね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」とは、補聴器等を使用した状態で通常の話声を解することに困難を抱えるものの、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できるが、「一部特別な指導を必要とするもの」を指す。「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が継続的に必要なことを指す。

(3) 難聴特別支援学級の対象

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの。
(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長
通知)

(解説)

「補聴器等の使用によっても話声を解することが困難な程度」とは、補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくく、通常の学級での一斉の学習活動において、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもつことが難しい程度であり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を系統的かつ継続的に行う必要のある状態を指している。

3 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

(1) 特別支援学校（知的障害）の対象

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

(令第22条の3)

(解説)

「知的発達の遅滞があり」とは、認知や言語などに関わる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味である。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかな遅れが有意にあるということである。

「他人との意思疎通」について、規定では、知的機能の発達の遅れが明らかにあることを前提に、基準として、「他人との意思疎通が困難で」あることを示している。そして「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示す。知的障害における意思疎通の困難さは、知的機能の発達の遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことをいう。

「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である状態のことをいう。例えば、同年齢の子供たちが箸を一人で使えるようになっていても、箸を使うことが理解できないために、箸を使った食事の際にはいつも援助が必要である、又は排せつの始末をする意味が分からずに、トイレットペーパーを使う

際には、ほとんどの場合又は常に援助が必要である場合などである。

「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、低学年段階では、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）などが特に難しいことなどが考えられる。年齢が高まるにつれても、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切に関わりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることなどが難しいことが考えられる。

(障害の判断に当たっての留意事項)

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

[参考]

前々回の改訂から、知的障害の程度については、単に「中度」「軽度」などの程度では規定せずに、日常生活への適応能力の観点も含めて規定されている。

教育支援においては、以前は知的障害の程度を具体的に示すものとして、309号通達（昭和53年10月6日文初特第309号：現在は廃止）があり、同通達では「自他の意思の交換が著しく困難」などの基準が示されていた。これらの基準においても、知的障害であるかどうかについては日常生活等の適応性を観点に考慮されている。このようなことも踏まえて、知的障害の程度については、以前の中度以上に当たるものとして「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」とし、以前の軽度の一部に当たるものとして「知的発達の遅滞の程度が前号にあげる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」と規定されている。

[参考：309号通達（抜粋）]

3 知的障害者について

教育措置

ア 施行令の表知的障害者の項に規定する程度の知的障害者は養護学校において教育すること。

施行令の表知的障害者の項において「知的発達の遅滞の程度中度以上のもの」とは、重度の知的障害及び中度の知的障害を指し、重度の知的障害とは、ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの（知能指数（IQ）による分類を参考とすれば（以下「IQ」という。）25 ないし 20 以下のもの）、中程度の知的障害とは環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく身の事柄を処理することができる程度のもの（IQ20 ないし 25 から 50 の程度）をいう。

施行令の表知的障害者の項において「知的発達の遅滞の程度が軽度のものとは、軽度の知的障害を指し、軽度の知的障害とは、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度のもの（IQ50 から 75 の程度）をいう。

（2）知的障害特別支援学級の対象

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

（解説）

知的障害特別支援学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者となる。

4 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

(1) 特別支援学校（肢体不自由）の対象

- 1 肢体不自由の状態が、補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

(令第22条の3)

(解説)

ア「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活又は学校生活を容易にするために必要な用具をいう。具体的な例としては、義肢（義手、義足）、装具（上肢装具、体幹装具、下肢装具）、座位保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ等がある。また、頭部保護帽は「日常生活用具」に分類されるが、補助具に準じて作製・使用される。

イ「日常生活における基本的な動作」とは、歩行、食事、衣服の着脱、排泄等の身辺処理動作及び描画等の学習活動のための基本的な動作のことをいう。

ウ「不可能」とは、肢体不自由のために歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が全くできない状態であることを表し、「困難」とは肢体不自由はあっても何とか目的をもって運動・動作をしようとはするものの、同年齢の子供に比較して、その速度や正確さ又は継続性の点で実用性に欠け、学習活動や移動等に支障が見られる状態を表している。

エ「不可能又は困難」な状態とは、おおむね次の表IV-2に示すとおりである。筆記の際における上肢の運動・動作の状態を見れば、おおよそ上肢を使う学習に必要な諸動作の状態が理解できる。また、歩行の際における下肢の運動・動作の状態を見ればおおよそ下肢を使う諸動作の状態が理解できる。そのため「歩行、筆記」を例示したものである。

なお、不可能又は困難の把握に当たっては、不可能又は困難だけに着目するのではなく、障害による学習上又は生活上においてどのような困難があるのか、補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが重要である。

オ「常時の医学的観察指導」の「常時」とは、特定の期間内において連続的、恒常的な様子を表しており、「常時の医学的観察指導を必要とする」とは、具体的には医師の判断によって障害児入所支援（医療型障害児入所施設等）等へ入所し、起床から就寝に至るまで医学的視点からの観察が必要で、日常生活の一つ一つの運動・動作について指導を受けることが必要な状態をいう。

表 IV-2 「不可能又は困難」な状態

不可能	困難
<p>○補装具（姿勢保持椅子、体幹装具）を用いても、座位の保持等ができない。</p> <p>○義手等を用いても、鉛筆等を握って筆記することができない。</p> <p>○補装具等を用いても歩行できない。</p> <p>○補助具を装用したり、整備された施設設備を用いたりしても、自力で身辺処理ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋式トイレでも排せつできない。 ・衣服の着脱ができない。 ・食事動作ができない。 	<p>○自力で体幹を支持しようとするが、不安定ですぐに倒れてしまう。</p> <p>○補装具（姿勢保持椅子、体幹装具）を用いても、継続的に学習等に必要な姿勢を保持することができない。</p> <p>○義手等を用い、鉛筆等を握って筆記しようとするが、文字等の形が崩れてしまって判読できない。</p> <p>○自力で歩行しようとするものの、不安定で倒れやすい。</p> <p>○松葉づえ等を用いて歩行しようとするが、不安定である。</p> <p>○補助具を装用したり、整備された施設設備を用いたりしても、自力での身辺処理に困難がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋式トイレで何とか自力で排せつしようとするが、時間がかかり、きちんとふけない等のためかなりの介助を必要とする。 ・自力で衣服の着脱をしようとするが、時間がかかり、かなりの介助を必要とする。 ・自力で食事をしようとするがうまく食物を口に運べない等、かなりの介助を必要とする。

(障害の判断に当たっての留意事項)

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間帯を併せ考慮して判断を行うこと。

(2) 通級による指導（肢体不自由）の対象

肢体不自由の程度が、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「通常学級での学習におおむね参加でき」とは、通常の学級での各教科等の学習において、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことができる状態を指す。

「一部特別な指導を必要とする程度のもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が継続的に必要な児童生徒を指す。

(3) 肢体不自由特別支援学級の対象

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のももの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「軽度の困難」とは特別支援学校（肢体不自由）への就学の対象となる程度までではないが、例えば、筆記や歩行等の動作が可能であっても、その速度や正確さ又は持続性の点で同年齢の児童生徒と比べて実用性が低く、学習活動、移動、姿勢の保持、日常生活動作等に困難が見られ、通常の学級での授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことが難しい程度の肢体不自由を表している。

5 病弱・身体虚弱

病弱とは心身の病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。

(1) 特別支援学校（病弱）の対象

- 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
 - 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
- (令第22条の3)

(解説)

病弱者の障害の程度については第1号に、身体虚弱者の障害の程度については第2号に示されている。なお、第1号及び第2号において、「継続して」と規定されているのは、風邪等の軽度の病気により、極めて短い期間だけ医療等が必要となる程度のものについては、「特別支援学校（病弱）の対象ではない」ことを意味している。

病弱で「継続して医療を必要とするもの」とは、病気等のため継続的に医師からの治療を受ける必要があるもので、医師の指導に従うことが求められ、安全面及び生活面への配慮の必要度が高いものをいう。

病弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、安全及び生活面への配慮の必要性が高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、医師の治療を継続して受ける必要はないものをいう。

身体虚弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、病弱ではないものの、安全面や生活面について配慮する必要性が高く、日常生活上において著しい制限を必要とするものをいう。

(障害の判断に当たっての留意事項)

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

(2) 通級による指導（病弱・身体虚弱）の対象

病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(3) 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象

1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が継続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの。

2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要」とは、病気等のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要な場合のことである。

「身体虚弱の状態が持続的に生活の管理が必要」とは、病弱ではないものの、安全面や生活面について配慮が必要で、日常生活上において制限が必要な場合のことである。

6 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

(1) 通級による指導（言語障害）の対象

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

（解説）

「その他これに準じる者」とは、上記の構音障害や話し言葉におけるリズムの障害や言語機能の基礎的事項の発達の遅れのことを示している。

「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が継続的に必要な子供を指す。

(2) 言語障害特別支援学級の対象

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの。

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

（解説）

「その程度が著しいもの」とは、言語機能の基礎的事項の発達の遅れがあり、学習活動における言葉の理解や表出などに困難が見られ、かなりの時間特別な指導を要する子供や、言語障害による学習上又は困難さに対する不安が大きく心理的な安定を図る配慮や指導を系統的かつ継続的に行う必要がある状態

を意味している。

そのほかの用語の意味は「(1) 通級による指導（言語障害）の対象」において説明したものと同様である。

7 自閉症・情緒障害

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。

(1) 通級による指導（自閉症及び情緒障害）の対象

自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「それに類するもの」とは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害のことを示している。

「通常の学級での学習におおむね参加でき」とは、通常の学級での各教科等の学習において、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことができる状態を指す。

「一部特別な指導を必要とする程度のもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が一部継続的に必要な子供を指す。

通常の学級において教科等を他の子供たちと一緒に学ぶことができる自閉症のある子供の中にも、他人との意思疎通に関わることや対人関係、社会生活への適応などの困難さの改善のためには、通常の学級では実施できない特別な指導が必要となる場合がある。

例えば、タイマーやスケジュールの使用により時間や活動の見通しをもつことができ、基本的には一斉の学習活動で学習ができるが、他者の意図や感情の理解に困難があることから、友達とのやり取りにおいて誤解が頻繁に生じるなどして、円滑に関わるのが難しい状態である子供の場合は、他者との意思疎通に関わることや対人関係について一部特別な指導が必要であり、通級による

指導を検討することが考えられる。

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「通常の学級での学習におおむね参加でき」とは、通常の学級での各教科等の学習において、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことができる状態を指す。

「一部特別な指導を必要とする程度のもの」とは、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が継続的に必要な子供を指す。

(2) 自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

自閉症・情緒障害

- 1 自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

「他人との意思疎通が困難」とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということである。また、身振り等で意思を伝達することが不得手であったり、質問に対してその質問文のまま返したりなどの傾向も見られる。そうした相手からの言葉の意味を理解したり、それに応じた意思を伝達したりすることができないか、又は可能ではあるが、他人との会話を開始し、受け答えをしながら継続する能力に明らかな困難さがあることをいう。

「対人関係の形成が困難」とは、他人から名前を呼ばれたことに気が付いて

振り向く、他人からの働きかけに応じて遊ぶ、自分や他人の役割を理解し協同的に活動する、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を築くことなどが、一般にその年齢段階に適した状態に至っていないことである。

例えば、教師からの一斉指示や質問の理解に困難があるため、通常の学級における一斉の学習では、学習活動に参加している実感・達成感をもつことが難しいことから、情緒的に不安定になってしまったり、情緒が不安定になった際に具体的な方法を通して落ち着きを取り戻す経験を繰り返し積んでいく必要があったりする状態である子供の場合は、特別支援学級での指導を検討することが考えられる。

ここで、「他人との意思疎通が困難及び対人関係の形成が困難」とされていることに留意が必要である。

なお、「それに類するもの」とは、ここではアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害のことを示している。

「社会生活への適応が困難」とは、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人と関わりながら生活を送ることなどが、一般にその年齢段階に適した状態に至っていないことである。

例えば、人との意思疎通やコミュニケーションに関する特別な指導が必要であることに加え、通常の学級において環境の調整を行っても、本人が集団での学習に不安を感じるために、学習活動に参加している実感・達成感をもちづらく、小集団での特別な指導が教育活動全体を通じて必要な状態である子供は、特別支援学級での指導を検討することが考えられる。

なお、特別支援学級に在籍する子供の指導に当たっては、通級による指導への学びの場の変更の可能性も視野に入れて、子供一人一人の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切である。特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導について検討を行うことが考えられる。

また、自閉症と選択性かん黙等とは、原因と対応が大きく異なることから、学習グループの編成を工夫する等して、子供一人一人の障害の状態等に応じた指導が適切にできるようにするための工夫が必要である。

(障害の判断に当たっての留意事項)

自閉症・情緒障害特別支援学級において教育することが適当な場合は、自閉症又はそれに類するもののために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果を上げることが困難であり、特別な教育内容・方法による指導を必要とする場合である。

その際、令第 22 条の 3 の表、知的障害者の項に達しない程度の知的障害を併せ有する場合は、障害の状態に応じて、知的障害特別支援学級における教育を受けることについて検討することが必要である。

その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討し、総合的な見地から判断すること。

8 学習障害

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

(1) 通級による指導の対象

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

学習障害のある子供の中には、例えば、書くことに対する困難さに対して、板書すべき部分を色分けして分かりやすく示したり、拡大したプリントを準備して活用できるようにしたりすることなどの配慮を行うだけでは、指定された時間内に書き終えることができず、学習の習得が困難となる場合がある。そのため、自分の得意・不得意などの特性を理解し、子供自身が得意な学習の方法や自分に適した学習の方法について認識するとともに、ICT機器の代替手段等の選択や使用ができる力を育成する指導や、自分で学習環境を整えていくことができるような指導を行ったりするなど、一部特別な指導が必要となると考えられる。

このような場合には、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う自立活動の指導を、通級による指導で行うことを検討することになる。

9 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

(1) 通級による指導の対象

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの。

(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

(解説)

注意欠陥多動性障害のある子供の中には、例えば、注意集中の持続の困難さに対して、座席位置の配慮や黒板の周囲の掲示物の精選、活動時間の配慮をすることで、必要な情報の聞き洩らしが軽減されなかったり、学習活動に継続的に参加することができなかったりするなどして、学習の習得が困難となる場合がある。そのため、自分の特性を理解し、自分に適した注意集中の方法や課題への取組方を身に付ける指導を行うなど、一部特別な指導が必要となると考えられる。

このような場合には、当該の子供の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う自立活動の指導を、通級による指導で行うことを検討することになる。

※通級による指導を行うに際しての留意事項

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、756 号通知に示されたうちの一つの障害の種類に該当する子供を指導することとなるが、該当教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する子供を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会においてその必要性を検討するとともに、必要に応じ、特別支援学校のセンター的機能等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断

の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の子供については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫により、対応することが適切である子供も多く見られる事にも充分留意すること。

VI 就学事務

市町村教育委員会、並びに都道府県教育委員会が行う就学事務の手順、就学手続きの時期等については、図VI-1のようになります。

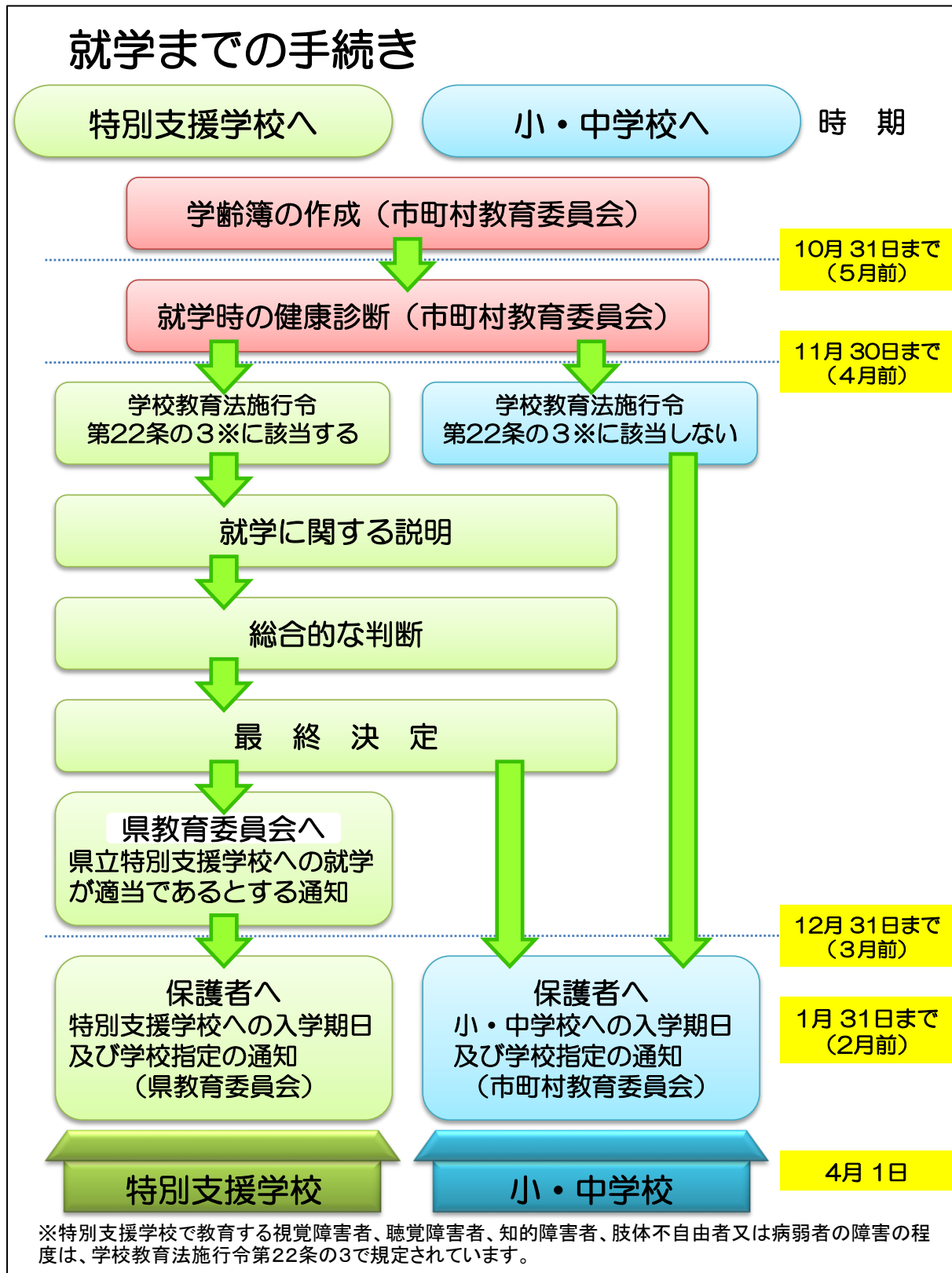


図 VI-1

1 学齡簿

学齡簿は、義務教育を完全に実施するために、学齡児童生徒の就学義務、就学期間中の状況、就学義務の終了を明確にするための基本となる帳簿です。したがって、編製、加除訂正、保管には正確を期さなければならないとされています。

(1) 学齡簿の編製

学齡簿の編製は、市町村の住民基本台帳に基づいて、市町村教育委員会が編製することとなっています。(令第1条第1項、2項) 住民基本台帳法によると、転入した者は、転入した日から14日以内に、また、転居した者は、転居した日から10日以内に必要な事項を市町村長に届けなければならないこととなっています。(住民基本台帳法第22条、第23条)

また、市町村長は、転入、転居の届けがあったときは、すみやかにその旨を当該市町村教育委員会に通知しなければならないこととなっています。(住民基本台帳法施行令第4条)

市町村教育委員会は、その通知に基づいて、学齡簿の加除訂正等を行うこととなっています。

以上のように、学齡簿は住民基本台帳に基づいて作成されますが、その場合の基準となる住所は学齡児童生徒の住所であって、保護者の住所でないことに注意する必要があります。

住所とは、当該学齡児童生徒の生活の本拠たる住所です。したがって、特定の学校に入学するため、住所を便宜上変更するとか、知人宅に一時的に身を寄せること等は認められないこととなっています。もし、仮に事実と異なる住所に基づいて住民基本台帳が作成されていることを教育委員会が発見した場合は、すみやかにその旨を市町村長に通報しなければならないこととなっています。(住民基本台帳法第13条)

ただ、例外ではありますが、何らかの事由で住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有する学齡児童生徒であれば義務教育の完全実施という観点から、その者についても学齡簿を編製することとなっています。この場合においても、住民基本台帳に漏れ等があることをすみやかに市町村長に通報することとなっています。

(2) 学齡簿の作成時期

市町村教育委員会は、毎年10月31日までに、10月1日現在において、当該市町村に住所を有する者で、当該年度中に満6歳に達する者について学齡簿を作成

することになっています。(令第2条、規則第31条)

(3) 学齢簿の記載事項

学齢簿の様式について法令等では示されていませんが、記載事項については規則第30条で次のように定められています。

- ①学齢児童又は学齢生徒に関する事項
- ②保護者に関する事項
- ③就学する学校に関する事項
- ④就学の督促等に関する事項
- ⑤就学義務の猶予又は免除に関する事項
- ⑥その他必要な事項

(4) 学齢簿の加除・訂正

学齢簿に新たに記載すべき事項を生じたとき、記載した事項に変更を生じたとき、又は記載事項に間違いやもれのあるときは、すみやかに必要な加除・訂正をする必要があります。(令第3条)

特に、住所、氏名等の記載については、当用漢字以外の字が使われていたり、就学事務手続きをする上で何回も転記したりする中で間違いを起こしやすいので注意する必要があります。

2 就学時の健康診断等

(1) 就学時健康診断の目的

就学時の健康診断は、就学予定の子供たちの健康診断を実施し、心身の状況を十分に把握し、保健上適切な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施をするために行われるものです。市町村教育委員会は、学齢簿を編製し、入学期日の通知をするなどの就学事務の一環として、健康診断を実施します。

また、その結果に基づき、入学までに必要な治療を受けさせたり、保健上必要な助言を行ったり、必要に応じて、就学義務の猶予若しくは免除を受けさせたり、あるいは、特別支援学校への就学に関する指導を行うなど適切な事後措置をとる必要があります。(学校保健安全法 11、12 条)(以下、学校保健安全法を「保法」と記す。)

(2) 就学時健康診断の実施

市町村教育委員会は、10月1日現在において学齢簿を編製し、作成後、就学

時の健康診断通知が保護者に送られ健康診断が実施されます。

健康診断の実施時期は、11月30日まで（就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、12月末日まで）となっています（学校保健安全法施行令第1条）（以下、学校保健安全法施行令を「保令」と記す。）が、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等の通知については12月末日までに県教育委員会に報告することや、就学時の健康診断結果により必要な指導や処理をする必要があるため、なるべく早く実施することが望ましいです。

また、健康診断の実施に当たって、通知には、日時、場所及び実施の要領等を就学予定者の保護者に通知することとなっています（保令第3条）が、その他にも実施の目的、受診のための心得を明記するなどの配慮が必要です。

（3）就学時健康診断の事後措置

市町村教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基づき、担当医師及び担当歯科医師の所見に照らして、治療を勧告し、保健上必要な助言を行うとともに、法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければなりません。（保法第12条）

事後措置は、就学時の健康診断の結果を保護者に通知し、その通知において併せて所要事項を記載して行うのが適当です。

事後措置の留意事項は次のとおりです。

①疾病又は異常の疑いが無い者

発育も順調であり、就学時の健康診断においては、疾病又は異常もみられず、健康と認められる者については、事後措置の必要はないようにも思えますが、就学時の健康診断の結果（栄養状態が良好及び疾病又は異常は認められなかった旨）を通知し、その旨を保護者に知らせ、今後も健康に留意し生活を規則正しくして、元気で入学するように附言することが適当です。

②疾病又は異常の疑いがある者

疾病又は異常を有する者については、速やかに治療のために必要な医療を受けるよう勧告し、又は、必要に応じて更に精密な検査を受けるよう指導します。また、予防接種を受けていない者には受けるよう指導し、発育が順調でない者、栄養要注意の者等には、その発育、健康状態等に応じて保健上必要な助言を行います。

この時期に早急に治療が必要な疾患（不同視等）などが疑われる場合には、特にその旨を保護者への通知に記載して、医療機関において受診するよう指導することが必要です。

また、発育が順調でない者や、栄養要注意の者で、全身の状況や保護者と幼

児との様子から、児童虐待などが疑われる場合には、速やかに、児童相談所等に連絡を取る必要があります。

③視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者、発達障害等の可能性がある場合

市町村教育委員会は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で特別支援学校へ就学することが適当であると認められる者については、県教育委員会に対し令第11条の規定による通知等を翌学年の初めから3月前（12月31日）までにしなければならないこととなっています。

就学時の健康診断の結果、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者、発達障害等の可能性がある場合には、市町村教育委員会において、就学時の健康診断を担当する部局と教育相談・就学支援を担当する部局との間で十分な連携を図り、適切な教育相談・就学支援を行う必要があります。

更に必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる場合は、その旨を指導するとともに、市町村教育委員会はその検査結果を踏まえて適切な教育相談・就学支援等を行うことが適当です。

なお、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願出により法第17条第1項に規定する義務（以下「就学義務」という。）の猶予又は免除の措置を行います。就学時の健康診断の結果、就学義務の猶予又は免除を受けることが適当ではないかと考えられる者については、まず、更に必要な検査、精密検査を受ける必要があることを保護者に指導するとともに、教育委員会はその検査結果を踏まえて就学義務の猶予又は免除が適当と認められる場合には、保護者にその旨を指導する必要があります。

④ 幼児、児童生徒及び学生の健康診断の事後措置（定期健康診断）

学校においては、毎学年6月30日までに、定期の健康診断をしなければならないこととなっています。また、伝染病や食中毒の発生したとき、その他疾病の有無等、必要に応じて臨時の健康診断を行うこととなっています。（保法第13条第1項、第2項）

定期健康診断を行ったときは、実施後21日以内にその結果を児童生徒及びその保護者又は学生に通知するとともに、必要な措置をします。（学校保健安全法施行規則第9条）（以下、学校保健安全法施行規則を「保規則」と記す。）

このような定期、臨時の健康診断においても、障害のある子供たちの状況を十分に把握したり、障害のある子供たちの発見に努めたりして適切な措置をする必要があります。

3 就学通知

学齢簿に記載された者については、教育委員会は、健康診断の結果等をもとにして入学期日の通知及び学校の指定を行うことになっています。

(1) **小中学校への入学・転入学手続**

市町村教育委員会は、保護者並びに当該児童生徒を就学させる小学校又は中学校の校長に対して、次の通知を行います。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下、「視覚障害者等」という。）以外の小学校又は中学校への就学予定者について、その保護者に対して翌学年の初めから 2 月前（1 月末日）までに、その入学期日を通知。（令第 5 条第 1 項）

イ 入学期日の通知を行う場合に、当該市町村の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合には、併せてその就学すべき小学校又は中学校を指定。（令第 5 条第 2 項）

ウ 受け入れる小学校又は中学校の校長に対して、就学する者の氏名及び入学期日を通知。（令第 7 条）

なお、次の場合にも、速やかに上記の手続きをとることが必要です。

○ 転入学等により、新たに学齢簿に記載された者で、認定特別支援学校就学者以外の者の場合。（令第 6 条）

○ 小学校又は中学校の新設又は廃止等により、その就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた場合。（令第 6 条）

○ 特別支援学校に在学する者で、視覚障害者等でなくなった旨を「令第 6 条の 2 第 2 項」により県教育委員会から通知された場合。

(2) **特別支援学校への入学・転学手続**

就学予定者の視覚障害者等が特別支援学校へ入学・転学する場合に、当該児童生徒の住所の存する県の設置した学校への就学と、その他の場合では手続きが異なっています。

① **岡山県立特別支援学校への入学・転学手続**

ア 市町村教育委員会は、県教育委員会に対して 12 月末日までに、就学予定者の視覚障害者等の氏名及び視覚障害者等である旨を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付。（令第 11 条）【様式 1】

イ 県教育委員会は、前項の通知を受けた児童生徒の保護者に対して 1 月末日までに、その入学期日を通知。（令第 14 条第 1 項）【様式 2】

ウ 保護者へ入学期日の通知を行う場合に、県の設置する特別支援学校

が2校以上ある場合は、併せてその児童生徒を就学させるべき学校を指定。(令第14条第2項)【様式2】

エ 県教育委員会は、その児童生徒を就学させるべき特別支援学校の校長及びその児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対して、就学する児童生徒の氏名及び入学期日を通知。(令第15条第1項)

【様式3】【様式4】

オ 市町村教育委員会へ入学期日の通知をする場合に、県の設置する特別支援学校が2校以上ある場合には、その指定した学校を併せて通知。(令第15条第2項)

②小中学校から岡山県立特別支援学校への転学手続

ア 小中学校に在学する者で、視覚障害者等になった者があるときは、その学齢児童生徒の在学する小中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会へその旨を通知。(令第12条第1項)

イ 市町村教育委員会は、校長から上記の通知を受けた者について、速やかに県教育委員会に対して、その者の氏名及び視覚障害者等である旨を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付。(令第12条第2項)

【様式1】

ウ 県教育委員会は、市町村教育委員会から上記の通知を受けた者について、速やかに保護者に対して、特別支援学校への入学期日を通知。(令第14条第1項)【様式2】

エ 保護者へ入学期日の通知を行う場合に、県の設置する特別支援学校が2校以上ある場合は、併せてその児童生徒を就学させるべき学校を指定。(令第14条第2項)【様式2】

オ 県教育委員会は、その児童生徒を就学させるべき特別支援学校の校長及びその児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対して、就学する児童生徒の氏名及び入学期日を通知。(令第15条第1項)

【様式3】【様式4】

③ 他[○]の都道府県から岡山県立特別支援学校への入学手続（区域外就学）

ア 保護者は、「区域外就学承諾願」【様式 5】を児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に届出。

イ 当該市町村教育委員会は、アの書面を添え、「区域外就学承諾願（依頼）」【様式 6】を岡山県教育委員会に届出。（令第 17 条）

以下の手続きは、特別支援学校への入学と同様。

④ 岡山県以外の設置する特別支援学校への入学手続（区域外就学）

岡山県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校（他の都道府県の設置する特別支援学校を含む）に就学させようとする場合の手続きは次のとおりです。なお、自治体によって手続きが異なる場合がありますので、必要に応じて住所の存する市町村教育委員会を経由して設置者の教育委員会に問い合わせてください。

・ 保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは、「区域外就学承諾願」【様式 7】を添え、その旨を児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に届出。（令第 17 条）

・ 以下の手続きは、当該自治体の指示に従う。

(3) 岡山県立特別支援学校から小中学校への転学手続

ア 特別支援学校に在学する者で、視覚障害者等でなくなった場合、その児童生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかにその児童生徒の住所の存する県教育委員会に対してその旨を通知。

（令第 6 条の 2 第 1 項）

イ 県教育委員会は、上記の通知を受けた児童生徒について、その児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対して、速やかにその者の氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知。

（令第 6 条の 2 第 2 項）【様式 8】

ウ 市町村教育委員会は、県教育委員会から上記の通知を受けた児童生徒について、その保護者に対して、速やかに小中学校への就学を通知。

（令第 6 条）

エ 市町村教育委員会は、保護者に対する上記の通知と同時に、その者を就学させる小中学校の校長に対して、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知。（令第 7 条）

(4) **特別支援学校から他の特別支援学校への転学手続**

次のような場合が考えられます。

ア 障害の状況等が変化したことから、他の障害種の特別支援学校への転学が必要となる場合。

・保護者は在籍する特別支援学校長に転校する旨の書面を届け、特別支援学校長はその書面を添え、県教育委員会にその旨を報告。【様式 9】

イ 同一市内での転居に伴い、通学区域が変更になる場合。

・保護者は在籍する特別支援学校長に転校する旨の書面を届け、特別支援学校長はその書面を添え、県教育委員会にその旨を報告。【様式 9】

ウ 他市町村への転居に伴い、通学区域が変更になる場合。

・保護者は転居する予定の市町村教育委員会へ転居する旨を連絡し、在籍する特別支援学校長に転校する旨の書面を届け、特別支援学校長はその書面を添え、県教育委員会にその旨を報告。【様式 9】

・市町村教育委員会の手続きは、「②小中学校から岡山県立特別支援学校への転学手続」(p.58)と同様。

・県教育委員会は、保護者に対する転学期日の通知、新たに指定した特別支援学校の校長【様式 10】、在籍している特別支援学校の校長【様式 11】及びその児童生徒の住所の存する市町村教育委員会【様式 12】に対して通知(令第16条)。

(5) **訪問教育を受ける場合の手続**

障害の状況から、在宅の訪問教育を受ける場合もあります。訪問教育も特別支援学校の一つの教育形態であり、就学手続きについては、特別支援学校への就学の手続きと同様です。

(6) **学齢児童生徒以外の者の就学**

就学義務については、法第17条に規定されているところであり、年齢によって就学を義務づけられています。したがって、「法第17条」に規定される者を除いては、就学義務はありません。

しかし、就学義務年限が過ぎた者が、公立の義務教育諸学校への就学を願い出た場合には、教育委員会は、相当の年齢に達し、かつ学歴、学校の収容能力等の諸事情を考慮して、適当と認められる者については、その就学を許可して差し支えはないとされています。(昭和27年10月21日付文部省財務課長回答伊丹市教育長あて)

(7) **区域外就学等をしている者の退学**

・視覚障害者等で区域外就学等をしている児童生徒が特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学した場合は、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知。(令第18条)【様式13】

なお、その通知の写しを県教育委員会に届出。

4 就学通知の段階で合意形成に至らない場合の対応

就学通知の段階で、本人及び保護者との合意形成がなされていない場合があります。この場合は、通知を行いつつも、その後の本人及び保護者との合意形成や、意見の調整の場における検討を踏まえた就学先の変更が行われることがあります。これを説明しつつ、手続きを執り行うことが重要です。実際、4月1日の入学までの間に、就学先が変更となった場合の通知については、「3(1)小中学校への入学・転入学手続」(p.57)、「(2)特別支援学校への入学・転学手続」(p.57～)にのっとり行われます。

5 入学に至るまでの教育相談及び入学後の教育相談

就学通知後も、市町村教育委員会が、引き続き就学に関する相談・支援に随時応じることができる体制づくりが必要です。その際には、就学に関する事前の相談・支援の段階から行ってきた様々な活動を基盤に取組を進めていくこととなります。特に、就学通知後から入学に至るまでの時期の教育相談は、本人及び保護者の不安を軽減したり、一貫した支援を充実させたりするために重要であり、具体的には、次のようなケースが考えられます。

- ・学校が実施する入学説明会の機会を利用した教育相談
- ・本人及び保護者の希望により個別に実施する教育相談

また、本人及び保護者の希望により個別に実施する教育相談において、他校通級や巡回による通級による指導の場合など、指導する教員が子供の在籍校に常駐しない場合の教育相談については、必要に応じてICTも活用しながら、保護者との相談・連携のための体制づくりを進めていくなどの十分な配慮が必要です。

同様に、特別支援学校に就学する場合も、居住する地域から離れた場所にある特別支援学校まで教育相談に向くことが難しい場合等も考えられることから、本人及び保護者との教育相談の機会を設けることについては、十分な配慮が必要です。その際、必要に応じてICTも活用しながら、入学に至るまでの学校と保護者との円滑な相談体制の構築を図ることが望まれます。

なお、医療的ケアが必要な子供については、入学当初に学校側の受入れ体制を整備する従来の方法の他に、就学先決定後速やかに学校、本人及び保護者、主治医、学校医等が連携して、校内の医療的ケア実施体制の整備を開始し、入学後速やかに医療的ケアの実施が可能となるような体制づくりが必要です。

6 就学の督促

県教育委員会から、特別支援学校への就学通知を受けた保護者は、その児童生徒を指定された学校へ就学させる義務を負います。

したがって、この就学通知に従わない場合は、教育委員会並びに関係者は、保護者に対して、特別支援教育の趣旨や当該児童生徒の障害の状況などについて十分な説明を行うなど、就学指導を続けることにより保護者の理解を得るように努力する必要があります。

しかしながら、正当な理由がなく、引き続き 7 日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合には、校長は、その旨を市町村教育委員会へ通知することになっています。(令第 20 条)

市町村教育委員会は、学校長から前記の通知を受けたとき、その他、通知を受けない場合でも、保護者がその児童生徒について就学義務を怠っていると認めるときは、その出席の督促をおこなう必要があります。

この場合、校長においても職責上当然督促を行うこととなります。(令第 21 条)

7 修了者の通知

就学義務が修了したときは、小中学校、特別支援学校の校長は、小中学校、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了した者の氏名を、その者の住所の存する市町村教育委員会に通知します。(令第 22 条)

8 学齢簿の加除訂正通知

市町村教育委員会は、視覚障害者等の通知に添付して、県教育委員会に送付した学齢簿の原本に加除訂正したときは、速やかに、県教育委員会に対し、学齢簿の加除訂正を通知する必要があります。(令第 13 条)【様式 14】

Ⅶ 就学義務の猶予・免除

治療又は生命、健康維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を行う必要があります。

法第 18 条には、「保護者が就学させなければならない子で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、就学の義務を猶予又は免除することができる。」と規定されています。

文部科学大臣の定めるところとは、規則第 34 条であって、「学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。」となっています。

また、やむを得ない事由とは、児童生徒の失踪などが挙げられますが、経済的事由によるものは含まれません。（昭和 25 年 8 月 25 日初中局長回答）

このほかに、少年院、児童自立支援施設への入院などがあります。（昭和 28 年 9 月 29 日初中局長回答）

猶予と免除の事由の区別は明確ではありませんが、規則第 35 条によれば、「猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該学齢児童生徒をその年齢及び心身の発達状況を考慮して相当の学年に編入することができる。」とされており、猶予も免除も同様の意味であると考えられます。

しかしながら、このことについては、「慎重に行うこと」（平成 25 年文科初第 655 号初等中等教育局長通達）が必要です。

VIII 資料

1 様式集

【様式1】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県教育委員会 殿

市町村（組合）教育委員会
（ 公 印 省 略 ）

県立特別支援学校への就学通知について

このことについて、学校教育法施行令第11条及び第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

NO.	就学者氏名 (生年月日)	保護者氏名	保護者の住所	障害の種別 及び程度等

(注) 1 学齢簿の謄本を添付する。

2 「障害の種別及び程度等」の欄は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のいずれかを記入すること。また、判定した障害の程度や状況等を具体的に記入すること。(別紙でも可)

【様式2】

就学（転学）通知書

現 住 所

児童生徒氏名

年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日、岡山県立（特別支援学校名）に就学するよう通知します。

年 月 日

保 護 者

殿

岡山県教育委員会

【様式3】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県立（特別支援学校）長 殿

岡山県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

県立特別支援学校への就学通知について

このことについて、学校教育法施行令第15条の規定により、別紙のとおり通知します。

<別紙>

学校名	転入学期日	就学者氏名 (生年月日)	保護者氏名	現住所	
				本人	
				本人	
				保護者	

【様式4】

文 書 番 号
年 月 日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立特別支援学校への就学通知について

このことについて、学校教育法施行令第15条の規定により、別紙のとおり通知します。

<別紙>

学校名	転入学期日	就学者氏名 (生年月日)	保護者氏名	現住所	
				本人	
				本人	
				保護者	

【様式 5】

年 月 日

岡山県教育委員会 殿

保護者住所

保護者氏名

印

区域外就学承諾願

学校教育法施行令第17条の規定により、区域外就学させたいので、御承諾くださいますようお願いいたします。

記

児童生徒等	氏名 (生年月日)	(年 月 日)
	住所	
現在籍校 及び学年		
就学希望学校名 及び学年等		
就学希望年月日		
事由		

(注) 市町村教育委員会を經由して届け出ること。

【様式6】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県教育委員会 殿

市町村（組合）教育委員会
（ 公 印 省 略 ）

区 域 外 就 学 承 諾 願 （依 頼）

このことについて、別添のとおり区域外就学承諾願がありましたので、学齢簿の謄本を添えて送付します。

ついては、（就学先の学校名を記入のこと）への就学を御承諾くださるようお願いいたします。

【様式 7】

年 月 日

(都道府県) 教育委員会 殿

保護者住所

保護者氏名

印

区域外就学承諾願

学校教育法施行令第17条の規定により、区域外就学させたいので、御承諾くださいますようお願いいたします。

記

児童生徒等	氏名 (生年月日)	(年 月 日)
	住所	
現在籍校 及び学年		
就学希望学校名 及び学年等		
就学希望年月日		
事由		

(注) 市町村教育委員会を經由して届け出ること。

【様式 8】

文 書 番 号
年 月 日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について

岡山県立（特別支援学校名）に在学する次の者の転学が決まりましたので
学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により通知します。

記

1 児童生徒氏名等

児童生徒氏名 (生年月日)	保護者氏名	保護者の住所	備 考

2 転 学 期 日

年 月 日まで岡山県立（特別支援学校）に在籍する。

【様式 9】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県教育委員会 殿

岡山県立(特別支援学校)長
(公 印 省 略)

児童生徒の転学について

このことについて、保護者から転学願が出されましたので、下記のとおり報告
します。

記

1 児童生徒名	
2 生年月日	
3 学部・学年	
4 現住所	
5 保護者名	
6 異動理由	
7 異動先住所	
8 転学希望校	
9 異動年月日	

*保護者からの異動願いを添付すること

*県立間の異動については、教育措置が分かるものを添付すること

*住所に変更がない異動の場合は学齢簿を添付すること

【様式10】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県立（特別支援学校）長 殿

岡山県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

児童生徒の転学について

岡山県立（特別支援学校）に在学する別紙の児童生徒の貴校への転学が決定したので、学校教育法施行令第16条の規定により通知します。

<別紙>

学 校 名	転入学期日	就学者氏名 (生年月日)	保護者氏名	現 住 所	
				本 人	
				保 護 者	

【様式 1 1】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県立（特別支援学校）長 殿

岡山県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

児童生徒の転学について

先に通知のありました児童生徒の転学が下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 転学期日 年 月 日まで在籍する。
- 3 転学先 (県立学校間の異動のみ記入)

【様式12】

文 書 番 号
年 月 日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立特別支援学校への転学通知について

このことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、別紙のとおり通知します。

学 校 名	転入学期日	就学者氏名 (生年月日)	保護者氏名	現 住 所	
				本 人	
				保 護 者	

【様式13】

文 書 番 号
年 月 日

市町村（組合）教育委員会 殿

岡山県立(特別支援学校)長
(公 印 省 略)

学校教育法施行令第18条の該当者について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 児童生徒名	
2 生年月日	
3 学年	
4 住所	
5 保護者名	
6 異動理由	
7 異動年月日	

*この写しを岡山県教育委員会にも送付すること

【様式14】

文 書 番 号
年 月 日

岡山県教育委員会 殿

市町村（組合）教育委員会
（ 公 印 省 略 ）

児童生徒等の学齢簿加除訂正について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第13条の規定により、次のとおり通知します。

記

児童生徒等氏名		
学 校 名	岡山県立 学校	
加 除 訂 正 事 項		
加除訂正の内容	旧	
	新	
加 除 訂 正 年 月 日	令和 年 月 日	

2 相談機関

ア 学校等

① 特別支援学校

学 校 名	住 所	電 話
県立岡山盲学校 (視覚障害)	〒703-8235 岡山市中区原尾島 4-16-53	(086) 272-3165
県立岡山聾学校 (聴覚障害)	〒703-8217 岡山市中区土田 51	(086) 279-2127
県立岡山支援学校 (肢体不自由)	〒703-8207 岡山市北区祇園 866	(086) 275-1010
県立岡山西支援学校 (知的障害)	〒700-0951 岡山市北区田中 579	(086) 243-4535
県立岡山東支援学校 (知的障害、肢体不自由)	〒703-8216 岡山市東区宍甘 1018	(086) 279-3020
県立岡山南支援学校 (知的障害)	〒701-0212 岡山市南区内尾 721-3	(086) 298-1090
県立岡山瀬戸高等支援学校 (高等部知的障害)	〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻 1326	(086) 952-5633
県立倉敷まきび支援学校 (知的障害、肢体不自由)	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1	(086) 697-1233
県立倉敷琴浦高等支援学校 (高等部知的障害)	〒711-0903 倉敷市児島田の口 1-1-16	(086) 477-9301
県立西備支援学校 (知的障害、肢体不自由)	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1	(0865) 63-1603
岡山県健康の森学園支援学校 (知的障害)	〒718-0313 新見市哲多町大野 2034-5	(0867) 96-2995
県立東備支援学校 (知的障害)	〒705-0013 備前市福田 637	(0869) 66-8501
県立早島支援学校 (病弱、肢体不自由)	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063	(086) 482-2131
県立誕生寺支援学校誕生寺校地 (小中学部知的障害、肢体不自由)	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城 110-2	(086) 728-2321
県立誕生寺支援学校弓削校地 (高等部知的障害)	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削 1657-1	(086) 728-2828
倉敷市立倉敷支援学校 (知的障害)	〒710-0036 倉敷市粒浦 388-1	(086) 425-4611
岡山大学教育学部附属特別支援学校 (知的障害)	〒703-8282 岡山市中区平井 3-914	(086) 277-7431

※上記の学校で相談に応じるほか、学校公開、体験入学等も行っています。

② 岡山県総合教育センター 教育支援部

〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川 7545-11 TEL(0866) 56-9106

[教育相談専用電話：(0866) 56-9117]

イ 児童相談所での相談 (児童相談所には管轄があります)

岡山県中央児童相談所	岡山市北区南方 2-13-1	(086) 235-4152
岡山県倉敷児童相談所	倉敷市美和 1-14-31	(086) 421-0991
岡山県津山児童相談所	津山市山北 288-1	(0868) 23-5131
岡山市こども総合相談所	岡山市北区鹿田町 1-1-1	(086) 803-2525

3 関係法令、通達等

【法令等】

ア 学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

- ② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- ③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。（政令＝学校教育法施行令第22条の3）

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

- ② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

イ 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第一章 就学義務

第一節 学齢簿

（学齢簿の編製）

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中学校に在学する者を除く。）
- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 七 小学校、中学校又は義務教育学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く）があるときは、当該学齢児童又は、学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の

通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校又を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもって学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校又は義務教育学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認

定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合に

においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の
意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

ウ 学校教育法施行規則（抄）（昭和 22 年 5 月 23 日 文部省令第 11 号）

第八章 特別支援教育

第二百六條 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第二百七條 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第二百八條 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科

に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第三百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第三百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百三十九条の二 第三百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第三百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第八十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第三百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は

生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

エ 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款の3（2）のアに規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3（2）のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3（2）のウに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3（3）のエ、オ及びカ並びに同款の5（6）の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第6号及び第7号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間280単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

オ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和33年6月10日政令第174号）

（就学時の健康診断の時期）

第一条 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号。以下「法」という。）第十一条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定

者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

（保護者への通知）

第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たって、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第十一条に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

【関連通知等】

力 H18.3.31 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

17 文科初第 1177 号

平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長

各都道府県知事

殿

附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷 眞美

このたび、別添 1 のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年文部科学省令第 22 号）」（以下「改正規則」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。また、別添 2 のとおり「学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（平成 18 年文部科学省告示第 54 号）」（以下「改正告示」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に告示され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- (1) 平成 14 年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害（以下「LD」という。）・注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約 6 パーセント程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍している LD 又は ADHD の児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「旧規則」という。）第 73 条の 21 に基づく特別の指導（以下「通級による指導」という。）を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第 73 条の 21 第 2 号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及

び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

- (2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾力化するとともに、LD 又は ADHD の児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第2 改正の内容

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

- ①通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとする。 (改正規則による改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第73条の21第6号及び第7号関係)

- ②旧規則第73条の21第2号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。(新規則第73条の21第2号及び第3号関係) ①及び②の改正に伴い、旧規則第73条の21各号の規定を整備すること。(新規則第73条の21第4号、第5号及び第8号関係)

- (2) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。(改正告示による改正後の学校教育法施行規則第73条の21の規定による特別の教育課程について定める件2関係)

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

キ H18.3.31 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

17 文科初第 1178 号

平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害者又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等局長通知）（以下「291 号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291 号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（1）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（2）のとおりであること。

なお、291 号通知の記の第 1 の 2 の b の（1）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（1）の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は 291 号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

ク H25.9.1 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25 文科初第 655 号
平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第 2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のものを用う。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

ケ H25. 10. 4 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について
（通知）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正

に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある

者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

☐ H27.7.8 無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知）

27 初初企第 12 号
平成 27 年 7 月 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
串田 俊巳
(印影印刷)

無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知）

日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者（以下「無戸籍者」という。）については、戸籍謄本等により身元を証明することができないために社会生活上様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じるものと考えられるため、法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を推進するとともに、平成 26 年 8 月以降、無戸籍者に関する情報を各地域の管轄法務局において集約し、法務省に報告することとしています。

法務省が把握している無戸籍者の中には、学齢児童生徒と思われる者も相当数含まれていることから、文部科学省においては、法務省が平成 27 年 3 月 10 日現在で把握した無戸籍者について、就学状況の調査（以下「実態調査」という。）を行い、その結果を取りまとめたところです。（別添 1）

戸籍の有無にかかわらず、学齢の児童生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会及び各義務教育諸学校においては、今回の調査結果も踏まえつつ、下記に御留意の上、無戸籍の学齢児童生徒の就学の徹底ときめ細かな支援の充実に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知・指導願います。

なお、本通知は法務省民事局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 無戸籍の学齢児童生徒の居住が判明した場合の対応等について

実態調査においては、平成 27 年 3 月 10 日現在で戸籍に記載がない学齢児童生徒 142 名のうち、1 名が未だ就学できておらず、また現在就学している者のうち 6 名は過去に未就学の期間があったことが判明した。

この点に関しては、戸籍や住民票の有無にかかわらず、学校教育法第 17 条に基づき、学齢児童生徒の保護者には義務教育諸学校に子を就学させる義務があるが、無戸籍であったり住民基本台帳に記載されていない場合には就学できないのではないかと保護者が誤解している場合や、ドメスティック・バイオレンス被害等の困難な家庭状況が就学の妨げとなっている場合も考えられる。また、戸籍や住民基本台帳に記載されていないことにより、教育委員会が当該児童生徒の情報を把握することができず学齢簿を編製することが困難となることも考えられる。

以上のことから、市町村教育委員会におかれては、戸籍担当部局、住民基本台帳担当部局、社会福祉部局、児童相談所等の関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールをあらかじめ決めておくとともに、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が域内に居住している事実を把握したときは、直ちに当該児童生徒に係る学齢簿を編製するとともに、対面により丁寧に就学の案内を行うなど、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が就学の機会を逸することのないよう取組を徹底すること。

2. 無戸籍の学齢児童生徒に対するきめ細かな支援について

(1) 戸籍への記載に向けた支援

法務省においては、「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成26年7月31日付け法務省民事局民事第一課長通知）（別添2）において、市区町村（教育委員会等も含む。）が戸籍以外の所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口当該情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するとともに、無戸籍者に対して管轄法務局等へ相談するよう案内すべき旨通知しているところである。

以上のことから、各市町村教育委員会におかれては、当該通知に基づく取組を徹底するため、無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握したときは、速やかに戸籍担当部局に連絡するとともに、当該児童生徒の保護者に、無戸籍者支援に係る法務省のホームページを紹介したり、近隣の法務局から就籍手続に関する連絡が行くよう取り計らうなど、戸籍担当部局と連携して、当該児童生徒の就籍に向けた支援を行うこと。

(2) 学習上・生活上課題がある児童・生徒への支援

実態調査においては、無戸籍の学齢児童生徒が義務教育諸学校へ就学している場合であっても、当該児童生徒のうち約16%が困難な家庭状況により児童相談所の支援を受けているなど特別な生活上の課題があり、また過去に未就学期間があった児童生徒のうち半数が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えていることが判明した。

以上のことから、義務教育諸学校においては、別添1において、今回の実態調査で把握した、無戸籍の学齢児童生徒が抱える学習上・生活上の課題を取りまとめているので、その内容や「生徒指導提要」（平成22年3月、文部科学省）の第6章2「個別の課題を抱える児童生徒への指導」における記載も参考としつつ、無戸籍の学齢児童生徒が抱える教育上・生活上の課題に適切に対応すること。

特に、当該児童生徒が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えている場合は、学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員の指導の中で補足的に対応するだけでは十分な支援ができない場合も考えられるため、教育委員会と学校とが連携して個別に支援計画を策定し、放課後や長期休業日の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画的な学習支援を行うことも検討すること。

児童生徒が児童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトといった課題を抱えている場合など、児童生徒に特別な生活上の課題がある場合には、児童相談所等の関係機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援を充実させること。

また、各都道府県教育委員会においては、当該児童生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助や教職員定数の加配の活用も考慮しつつ、当該在籍校の指導体制の充実に努めること。

サ H30. 8. 27 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

30 文科初第 756 号
平成 30 年 8 月 27 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事

附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省令第 27 号）が、平成 30 年 8 月 27 日に公布され、同日施行されました（別添参照）。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第 1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号・障発 0524 第 2 号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年 3 月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第 140 条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第 2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとする。 （新第 134 条の 2 関係）

- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。（新第139条の2、新第141条の2関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。（附則第2項関係）

第3 留意事項

1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方

- (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成27年4月14日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事

業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。)も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際に加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5 年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成 30 年 4 月 3 日付け 29 文科初第 1779 号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

シ H31.3.15 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）

30 文科教第 582 号
平成 31 年 3 月 15 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省総合教育政策局長
清水明
(印影印刷)
文部科学省初等中等教育局長
永山賀久
(印影印刷)

外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）

我が国における外国人の子供の受入体制の整備及び就学後の教育の充実については、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」（平成 24 年 7 月 5 日付け 24 文科初第 388 号初等中等教育局長通知）等に基づき、これまでも各教育委員会及び学校において御尽力いただいているところです。

政府では、今般、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」の創設（平成 31 年 4 月施行）を踏まえつつ、平成 30 年 12 月 25 日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）（以下「総合的対応策」という。）を取りまとめたところであり、外国人の子供の教育についても一層の充実を図ることとしています。

こうした動きも踏まえ、貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、外国人の子供の就学の促進等に関する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

なお、追って各自治体における義務教育段階の外国人の子供の就学状況や就学促進の取組等に関する調査を各教育委員会に依頼する予定ですので、予め御承知おきいただくとともに、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

学齢（6～15 歳）の外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、説明会の開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内すること。

また、保護者に対して、住民基本台帳の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

これらの情報提供等を行うに当たっては、文部科学省作成の「就学ガイドブック」等も参考としつつ、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。

なお、政府の総合的対応策において、保育施設における受入れ支援に取り組むこととされているところ、幼児教育段階からの幼稚園・認定こども園等への就園についても、その後の義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人の子供の就園機会を確保する観点から、各幼稚園等に受入れ体制のある自治体においては、園児募集の状況や必要な手続等の情報について多言語化を行うなどの対応を行うことが望ましい。

(2) 就学状況の把握

外国人の子供の保護者については、学校教育法第 16 条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令第 1 条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象とならないものの、外国人の子供についても、就学の機会を確保する観点から、教育委員会においては、住民基本台帳等に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどして、就学に関する適切な情報の管理に努めること。

その際、1 (3) に示すように関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第 1 条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握したり、保護者からの相談に応じるなど、継続して就学の機会の確保に努めること。

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子供の就学機会を確保する観点から、教育委員会においては、市町村の総合教育会議を活用することを始め、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行い、就学機会の確保に努めること。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や、本年 4 月に設置される地方出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

こうした連携の例としては、関係行政機関に対して、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け、在留資格や居住地の確認等の協力を求めること等が考えられる。また、法務省の「外国人受入環境整備交付金」等により整備される在留外国人向けの一元的相談窓口において、子供の就学に関する情報提供・相談を行うことも考えられる。

2 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に応じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、受入れ体制が整備されている義務教育諸学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「教育支援資料」（平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

(3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子供の学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じること。

また、外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能であることについても留意すること。

上記の取扱いに加え、進級及び卒業に当たり、保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。

上記の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れるなどし、必要に応じて、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の当該教室への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

(5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

【参考情報】

(1) 外国人児童生徒受入れの手引き

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

(2) 帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

(<https://casta-net.mext.go.jp/>)

※多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料の検索が可能。

(3) 外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)

(4) 外国人児童生徒のための就学ガイドブック

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

ス R3. 6. 30 個別の教育支援計画の参考様式について

事務連絡

令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校事務担当部課長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
八 田 和 嗣

個別の教育支援計画の参考様式について

令和 3 年 1 月 25 日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年 1 月 26 日には中央教育審議会において、答申「『令和の日本型学校教育』～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられました。

これらの会議においては、特別支援教育における ICT の利活用につき、

- ・特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画が ICT を介して学校内外で的確に共有されていないこと
- ・統合型校務支援システムの活用が不十分であること

等の課題があげられ、切れ目ない支援に向けた関係機関間の情報共有促進の観点から、今後、特別支援教育においても、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう報告されたところです。

また、これらを踏まえ、今後、都道府県やシステムの開発業者に対して、例えば、

- ・合理的配慮の提供などの特別支援教育に配慮したシステム開発の促進
- ・個別の教育支援計画の項目の標準化の参考となる資料の提示

等の支援を進めていく必要があると示されており、こうした取組を通し、合理的配慮の提供や引継ぎの充実などを図っていく必要があります。

文部科学省においては、これらの報告及び答申を踏まえ、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から、別添のとおり、「個別の教育支援計画の参考様式」を作成しましたので、教育委員会が域内で統一した統合型校務支援システムを導入する場合などにおいて、仕様の検討の参考にさせていただきますようお願いします。

この「個別の教育支援計画の参考様式」は、下記のとおり、個別の教育支援計画と個別の指導計画それぞれの趣旨や役割を踏まえておりますので、改めて十分に御了知の上、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実に向けた取組をお願いします。

なお、今回お示しする資料は、これまで文部科学省が示しているもの同様に参考様式となります。特別な支援を必要とする子供たちのために、教育委員会や各学校等が現在使用している様式の仕様を妨げるものではありませんので、各学校や地域の実情に応じた様式によって、必要な個別の教育支援計画の作成・活用をお願いします。なお、その際には、学校内外での ICT を活用した情報の円滑な共有が可能となるよう、格段の御配慮をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

また、本通知の発出に併せ、統合型校務支援システムを販売している企業等が加盟する一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）にも同様の内容をお伝えし、加盟企業等への周知について協力を依頼することとなっていることを申し添えます。

記

第1 個別の教育支援計画について

- 平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別の教育支援計画という。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。
- 個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。
- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、高等学校においても、新学習指導要領総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記されたところである。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要がある。

【参照】

- ・幼稚園教育要領（平成29年告示）解説 P119～
- ・小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 P112～
- ・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 P111～
- ・高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 P162～
- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
幼稚部 P148～
小学部・中学部 P283～
- ・特別支援学校学習指導要領（平成31年告示）解説（高等部）総則等編 P204～
- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第134条の2関係、第139条の2、第141条の2関係
- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）Ⅱ. 4. の（発達障害等のある生徒への支援）

第2 個別の指導計画について

- 個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。
- 個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

【参照】

- ・ 幼稚園教育要領（平成29年告示）解説 P119～
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 P114～
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 P112～
- ・ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 P163～
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
幼稚部 P89～
小学部・中学部 P240～
- ・ 特別支援学校学習指導要領（平成31年告示）解説（高等部）総則等編 P140～

個別の教育支援計画の参考様式について

本資料の見方（解説）

1. 本資料の位置付け

- 個別の教育支援計画について、これまでの各地方公共団体や学校における取組や学習指導要領等を踏まえ、最低限記載されることが望ましいと考えられる事項を明確化したもので、個別の教育支援計画の電子化を推進するための帳票の標準化を図る際の参考となる資料です。したがって、各地域で既に用いられている様式やそれを活用した引継ぎの更なる充実に向けて取り組む際に御活用ください。なお、各地域で既に用いられている様式をただちに改訂したり、この資料にない項目を記載することを取りやめたりする必要はありません。
- 本資料は、
 - ・ 域内で様式が不統一であるため個別の教育支援計画を電子的に共有できないなどの不便さを解消するために、域内で新たに様式を統一する、或いは
 - ・ 新たに統合型校務支援システムを導入するために標準帳票を設定したりする際の参考として用いることが考えられます。その際も、この参考様式に地域独自に必要なと考えられる項目を追加して策定することなどが考えられます。

2. 本資料の一般的な使い方

- 本資料は、小中高等学校等、特別支援学校いずれにおいても活用することが可能です。
- プロフィールシートは、基本的に時点更新をしながら用い、一部、情報を追加等しながら使うような想定で例示しています。
- 支援シートについては、毎年度作成し、過去の年度の支援シートは継時的に保存していくような想定で例示しています。
- 支援シート「2. 支援の方向性」「②合理的配慮を含む支援の内容」の項目の記載においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

（報告）」（平成 24 年中央教育審議会初等中等教育分科会）に記載されている観点を参考に記入することが考えられます（次ページ参照）。

- 進学、進級等の際は、プロフィールシートと、支援シート（継時的に累積したものすべて）を一体として引き継ぎます。
- 就職・就労等に向けた取り組みとして、支援シートの「4. 引継ぎ事項」が教育機関以外で作成される支援計画の内容に反映されるよう、留意します。
- 引継ぎに関する項目においては、関係機関における様子を記載する場合、関係機関からその情報を得て、学校関係者が記入します。（関係機関の関係者に、この帳票に直接記入してもらう必要はありません。）

【福祉関連】

㊦ H24. 4. 18 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

事務連絡

平成 24 年 4 月 18 日

各都道府県障害福祉主管課 御中
各指定都市障害児福祉主管課 御中
各中核市障害福祉主管課 御中
各都道府県教育委員会担当課 御中
各指定都市教育委員会担当課 御中
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課
御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）により、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正（以下「改正法」という。）され、本年 4 月から相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたところです。

相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等については下記のとおりですが、これらの改正された内容が機能し、障害児支援が適切に行われるためには、学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいと考えます。

つきましては、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し周知をお願いします。また、各都道府県及び市町村の福祉部局においては、教育部局に対し新制度について説明・情報提供するなど、福祉行政と教育行政の相互連携に配慮いただけるようお願いします。

記

1 相談支援の充実について

改正法により、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービス等の障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

2 障害児支援の強化について

(1) 児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し

本年4月から児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」を追加することとなり、発達障害児についても障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられました。

(2) 障害児施設の一元化

障害児施設の施設体系は、従前は知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていましたが、本年4月から、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害児施設体系については、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとなりました。

(3) 放課後等デイサービスの創設

改正法により、学齢期における障害児の放課後等対策の強化を図るため、障害児通所支援の一つとして、本年4月から「放課後等デイサービス」が創設されました。放課後等デイサービスの対象は、児童福祉法上、「学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」とされ、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなりました。

放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともにそれぞれの役割分担が重要です。個々の障害児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議するなど必要な連携を図るようお願いします。

また、従前の障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにおいては、特別支援学校等と児童デイサービス事業所間の送迎は加算（※1）の対象ではありませんでした。放課後等デイサービスの創設に伴い、本年4月から、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎を新たに加算の対象とすることとなりましたので、学校と事業所間の送迎が円滑に行われるようご配慮願います。

<加算対象の要件>

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合（※2）に加算の対象となります。

1. スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合

2. スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の障害児の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適切でない場合
3. 学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎が通学から外れるなど特別支援教育就学奨励費の対象とならない場合
4. その他市町村が必要と認める場合（※3）

（※1）送迎加算は、児童デイサービス事業所が障害児を送迎車等により事業所へ送迎した場合に、事業所が市町村に対して児童デイサービス費の中で加算として請求できることになっています。これまでは、自宅と事業所間の送迎のみ加算の対象としていました。

（※2）障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校と事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとします。

（※3）4 は、例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業者との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合等が考えられます。

（4）保育所等訪問支援の創設

改正法により、保育所等における集団生活への適応支援を図るため、障害児通所支援の一つとして、本年4月から「保育所等訪問支援」が創設されました。このサービスは、訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。訪問先として、保育所や幼稚園などの就学前の子どもが通う施設の他、就学後であっても就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の場合には小学校等への訪問も想定しています。支援内容は、授業の補助や介助業務ではなく、1 障害児本人に対する支援（集団適応のための必要な訓練等）、2 訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）の専門的な支援を行うこととなります。

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

（5）個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等における計画的な支援と質の向上を図るため、障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置することが義務付けられました。これにより障害児通所支援事業所等を利用するすべての障害児に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた障害児入所支援及び障害児通所支援に係る個別支援計画を作成し、効果的かつ適切に障害児支援を行うとともに、支援に関する客観的評価を行うこととなります。

学齢期の障害児が障害児通所支援事業所等を並行して利用する場合も想定されることから、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

ソ H28. 6. 17 小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱い
について（通知）

28 初初企第 7 号
平成 28 年 6 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
申田 俊巳
(印影印刷)

小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）

標記のことについて、文部科学省では、従前より「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」との学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 45 条の規定にのっとり、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しているとの考え方にに基づき対応してきているところです。

このことに関し、小学校等の課程を修了していない者（以下「小学校未修了者」という。）が中学校等へ入学を希望する事案には近年様々な状況変化が見られます。例えば、保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情等により、居所不明となったり、未就学期間が生じたりするケースが明らかになってきており、この中には小学校等を未修了のまま中学校等への進学を希望する者も含まれているものと考えられます。また、海外から帰国した子供について、重国籍や日本語能力の欠如等により保護者の就学義務が猶予又は免除されて、外国人学校の小学部等に通った後に中学校等への進学を希望する事案や、外国籍の子供が外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地変更等の事情により、中学校等への入学を希望する事案等も生じてきています。

このような状況に照らし、小学校未修了者の中学校等への入学について、下記のような取扱いとすることが適切と考えられますので通知します。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会、学校、学校法人に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては域内の学校、学校法人に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の趣旨、内容について周知するとともに、適切に指導、助言、援助を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 小学校未修了者の中学校等への入学については、当該小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、次のような特別の事情を有する場合には、認めることが適切と考えられること。

- (1) 保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情や犯罪被害等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりした子供が、小学校未修了のまま中学校相当年齢に達してから中学校等への入学を希望する場合
- (2) 不登校等により長期間学校を欠席する間に、やむを得ない事情により小学校未修了のまま小学校相当年齢を超過した後、通学が可能となり、中学校等への入学を希望する場合
- (3) 病弱や発育不完全等の理由により、小学校相当年齢の間は就学義務の猶予又は免除の対象となっていた子供が、中学校相当年齢になってから就学が可能な状態となり、小学校未修了のまま中学校等への入学を希望する場合
- (4) 海外から帰国した子供が、重国籍や日本語能力の欠如といった理由により、就学義務の猶予又は免除の対象となって外国人学校の小学部等に通った場合で、その子供が中学校段階から中学校等への進学を希望する場合
- (5) 日本国籍を有しない子供がいったん外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地の変更等といった事情により、中学校段階から中学校等への転学を希望する場合
- (6) 戦後の混乱や複雑な家庭の事情などから義務教育未修了のまま学齢を超過した者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級等に、小学校未修了者が入学を希望する場合

なお、上記のような場合は、学校教育法施行令第 20 条に規定する「保護者に正当な事由がないと認められるとき」や同第 21 条に規定する「就学義務を怠っていると認められるとき」には該当しないものであること。

2. 小学校未修了者の中学校等への入学を認めるに当たっては、当該未修了者が、未就学期間があったことにより、学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員による指導において補完的に対応するだけでは十分な支援ができない場合も考えられる。このため、市町村教育委員会と学校とが協力し、必要に応じて地域の学校支援組織やNPO等の民間団体とも連携しつつ、生徒の状況を踏まえた個別の支援計画や教材を準備し、放課後や長期休業日の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画的な学習支援や進路指導を行うことも検討すること。

また、当該生徒が児童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトなど特別な生活上の課題を抱えている場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員や児童相談所等の関係機関と緊密に連携しつつ、生徒の立場に立ったきめ細かな支援を充実させること。

各都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会の意見を聴いた上で、当該生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助や国・都道府県の教職員定数の加配など各種の人的支援措置の活用も考慮しつつ、当該在籍校の指導体制の充実に努めること。

夕 H28. 8. 1 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について

障発 0801 第 1 号
 職発 0801 第 1 号
 雇児発 0801 第 1 号
 28 文科初第 609 号
 平成 28 年 8 月 1 日

各都道府県知事
 各指定都市市長

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省生涯学習政策局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について

「発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 64 号）」（以下「改正法」という。）は平成 28 年 6 月 1 日に公布され、「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 28 年 7 月 29 日政令第 272 号）」により、同年 8 月 1 日から施行されたところである。

改正法の制定の経緯、趣旨及び概要は下記のとおりであるので、管下区市町村、教育委員会、関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言及び援助を行い、本法の運用に遺漏のないようにご配慮願いたい。

記

第 1 改正法の制定の経緯及び趣旨

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が平成 16 年 12 月 10 日に公布され、平成 17 年 4 月 1 日に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。一方、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められている。

また、我が国においては、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の成立などの法整備が行われるなど、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている。

改正法は、こうした状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、平成 28 年 5 月 11 日に衆議院厚生労働委員会において起草され、同月 12 日に衆議院において、同月 25 日に参議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至ったものである。

第2 改正法の概要

1 目的の改正について（第1条関係）

目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定するものとしたこと。

2 定義の改正について（第2条第2項及び第3項関係）

(1) 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとしたこと。

(2) 「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしたこと。

3 基本理念の新設について（第2条の2関係）

(1) 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として行われなければならないこととしたこと。

(2) 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行われなければならないこととしたこと。

(3) 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないこととしたこと。

4 国及び地方公共団体の責務の追加について（第3条第3項関係）

国及び地方公共団体の責務として、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことを規定するものとしたこと。

5 国民の責務の改正について（第4条関係）

国民は、個々の発達障害者の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならないものとしたこと。

6 児童に発達障害の疑いがある場合における支援に関する改正について（第5条第3項関係）

市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとしたこと。

7 教育に関する改正について（第8条第1項関係）

発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定するものとしたこと。

8 情報の共有の促進の新設について（第9条の2関係）

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとしたこと。

9 就労の支援に関する改正について（第10条第1項及び第3項関係）

- (1) 就労の支援について、これまでも国が様々な取組を進めてきたことを踏まえ、その主体に現行の都道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことを規定するものとしたこと。
- (2) 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとしたこと。
- 10 地域での生活支援に関する改正について（第 11 条関係）
発達障害者に対する地域での生活支援について、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて行うこととしたこと。
- 11 権利利益の擁護に関する改正について（第 12 条関係）
権利利益を害されることの例示として、発達障害者がその発達障害のために、いじめ及び虐待を受けること並びに消費生活における被害を受けることを加えるとともに、権利利益の擁護のための必要な支援として、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること並びに成年後見制度が適切に行われ、又は広く利用されるようにすることを規定するものとしたこと。
- 12 司法手続における配慮の新設について（第 12 条の 2 関係）
国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとしたこと。
- 13 発達障害者の家族等への支援に関する改正について（第 13 条関係）
都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないこととしたこと。
- 14 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮の新設について（第 14 条第 3 項関係）
都道府県は、発達障害者に対する専門的な相談支援等の業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。
- 15 発達障害者支援地域協議会の新設について（第 19 条の 2 関係）
(1) 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（(2)において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができるものとしたこと。
(2) 発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとしたこと。
- 16 国民に対する普及及び啓発に関する改正について（第 21 条関係）
国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。
- 17 専門的知識を有する人材の確保等に関する改正について（第 23 条関係）

国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとしたこと。

18 調査研究に関する改正について（第 24 条関係）

国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとしたこと。

19 大都市等の特例について（第 25 条関係）

発達障害者支援法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、第 6 条第 3 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 1 項並びに第 19 条の 2 第 1 項の事務については、発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 3 条に定めるとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項により指定都市が処理するものとしたこと。

20 検討規定について（附則第 2 項関係）

政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたこと。

【病気療養児関連】

㊦ H6. 12. 21 病気療養児の教育について

文初特二九四号
平成六年一二月二一日

各都道府県教育委員会教育長あて

文部省初等中等教育局長通知

病気療養児の教育について

病気のため病院等に入院しているいわゆる病気療養児の教育については、かねてから関係者の努力により、病院等に併設し又は隣接する病弱養護学校及び小・中学校の病弱・身体虚弱特殊学級（以下「病弱養護学校等」という。）において実施されてきたところですが、近年における児童生徒の病気の種類の変化、医学や医療技術の進歩に伴う治療法の変化等によりその必要性がますます高まっており、また、入院期間の短期化や入退院を繰り返す等の傾向に対応した教育の改善も求められているところです。

文部省としても、こうした状況にかんがみ、平成五年六月、「病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議」を発足させ、病気療養児の教育の改善充実方策についての検討をお願いし、このたび「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」を取りまとめたところとさせていただきます。

文部省としては、この審議のまとめの趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれても、この審議のまとめの内容を参考にし、特に左記の点に留意して、病気療養児の教育の改善充実に一層努められるようお願いいたします。

おって、管下の各市町村教育委員会に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

一 入院中の病気療養児の実態の把握

- (一) 入院中の病気療養児の中には、病弱養護学校等の教育を受けることが本来適当であるにもかかわらず、入院前の小・中学校に在籍したまま長期にわたり欠席している場合があることから、各小・中学校においては、在籍する児童生徒のうち病院への入院等により欠席する者について、保護者の協力を得ながら、入院先や医療・生活規制を必要とする期間、欠席日数、病状などを的確に把握し、市町村教育委員会と協議しつつ、病弱養護学校等への転学の必要性について適切に判断すること。
- (二) 各市町村教育委員会は、このような判断の結果を踏まえ、病弱養護学校等への転学措置が適当な児童生徒については、必要に応じ、都道府県の教育委員会とも連携を取りながら、入院先の病院等の所在地を所管する教育委員会に連絡すること。

二 適切な教育措置の確保

- (一) 関係教育委員会においては、前記の病弱養護学校等への転学措置が適当な児童生徒に対しては、速やかに適切な対応をすること。その際、関係法令の規定等も、このような児童生徒に教育の機会を可能な限り提供しようとする趣旨のものであることを十分に理解し、運用に当たること。
- (二) 都道府県及び市町村の教育委員会においては、病弱養護学校等への転学措置が速やかに講じられるよう、病気療養児の教育の必要性、制度、手続、留意事項を教職員、保護者その他の関係者に周知・徹底し、転学事務処理の迅速化を図ること。
この場合において、病気療養児本人及びその保護者の気持ちを考慮し、当該病気療養児の教育に関し、入院前に通学していた学校と転学先の病弱養護学校等との間の密接な関係が保たれるよう努めること。
- (三) 転学手続が完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれること。

三 病気療養児の教育機関等の設置

- (一) 病気療養児に対する教育の機会を確保する観点から、病弱養護学校等の教育の対象とすることが本来適当な児童生徒が入院している病院等の所在地を所管する都道府県及び市町村の教育委員会は、当該病院等の理解と協力を得て、その人数、病状等に応じ、隣接・併設等の形態により、養護学校の本校、分校、分教室等の設置や訪問教育の実施又は特殊学級の設置など病弱教育の特殊性を踏まえた適切な形態により教育を提供すること。この場合において、可能な限り、病院等の協力を得て必要な面積の専有空間を確保するよう努めること。
- (二) 近年、入院期間の短期化や入退院を繰り返す等の傾向が見られることから、これに対応して、医療機関との緊密な連携の下に、計画的かつ迅速に病気療養児の教育に必要な体制の整備を図ることに努めること。

四 教職員等の専門性の向上

- (一) 病気療養児に対して病気の種類や病状に応じた適切な指導を行っていくため、担当する教職員等の専門性の向上を図るよう、特殊教育センター等における研修事業を拡充し、また、校内研修や併設・隣接医療機関の専門家の協力を得た研修の機会の確保を図ること。
- (二) また、病気療養児の教育における指導的立場の教職員等の資質の向上を図るため、国立特殊教育総合研究所等における研修に積極的に担当の教職員等を派遣すること。

五 その他

- (一) 病気療養児の教育の必要性、意義等を関係者に十分に周知し、理解を求めること。
- (二) 病気療養児の教育の特質を踏まえ、医療機関や入院前に通学していた学校、福祉機関や保護者等との連携が十分に確保されるよう配慮をすること。

別添

病気療養児の教育について(審議のまとめ)

平成六年一二月一四日

病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

病気のため病院に入院等しているいわゆる病気療養児の教育は、明治後期より、結核やハンセン病の児童生徒に対する一部の教育経験者等の献身的な努力による教育として始まり、戦後は、特殊学級や養護学校での教育として教育環境も年々整備が進められてきている。

こうした病気療養児の教育の必要性は、対象となる児童生徒の病気の種類の変化、医学や医療技術の進歩に伴う治療法の変化等により、近年ますます高まっているが、これに対応した教育機関の整備は必ずしも十分とはいえない状況にある。また、入院期間の短期化や入院回数の頻回化等に対応した教育の改善も求められているところである。

このため、本協力者会議においては、平成五年六月から、調査研究協力校の協力も得ながら、病気療養児の教育の在り方について調査研究を行ってきたが、現在までに、その特質、意義、課題と今後講ずべき施策について一応の結論を得たので、以下のとおり報告する。

I 病気療養児の教育の現状等

一 病気療養児の教育に関する経緯と近年の傾向

(一) 組織、制度面の整備

我が国における病気療養児の教育は、明治後期より、結核、ハンセン病患者のための療養所その他の施設の一部において、師範学校出身者その他有識者により入所中の患者等に対する個人教育などの形で始められ、その後、特別の学級の設置等が進められた。

戦後は、小児結核対策として設置された少年保養所や国立療養所の小児病棟に特殊学級が設置され、更に養護学校も設置されるようになった。

昭和三二年五月には、当時の障害児の教育措置基準であった教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準の改訂が行われ、病気療養児の教育を含む病弱者の教育について、制度上の位置付けがなされた。

昭和三二年十一月には、厚生省医務局長から文部省初等中等教育局長あてに「児童に対する結核対策の一環として小児病棟を設置し治療しているが、これらの施設に学校を併設して、医療に併せ教育を行うことは極めて重要な意義を有するものと思われる。しかし未だ教育機関の併設をみていない療養所も数箇所あり、地元においても要望があるので、文部省においても円滑に推進されるよう配慮を願いたい。」との依頼(「国立療養所における入所児童の教育につい

て)がなされた。これを受けて、文部省は、翌昭和三年一月、各都道府県教育委員会あて文部省初等中等教育局長通達「国立療養所における入所児童の教育について」により、「地域によっては、学校教育が行われず、就学義務の猶予又は長期欠席を余儀なくされていることは極めて不幸なことであり、教育の機会均等の精神にもとるものであるから、適切な措置をとるよう」に指導している。

また、昭和三六年一〇月には、学校教育法の改正により、養護学校における教育の対象として「病弱者(身体虚弱者を含む。)」が明定された。

さらに、昭和五四年度からの養護学校教育の義務制の実施に伴い、各都道府県には、当該都道府県の区域内の病弱養護学校に就学させる義務を負うこととなる保護者の子女の就学に必要な病弱養護学校の小・中学部を設置する義務が課されることになった。

こうした経緯を経て、病気療養児の教育は、組織的に整備が進められることとなったが、さまざまな課題が残っていることも否定できない。

(二) 対象児童生徒の推移

戦後、病弱教育の対象である児童生徒の主な病気の種類は、現在までさまざまに変化してきており、現在では多様なものとなっている。

昭和三〇年頃までの病弱教育の対象は、身体虚弱と結核性疾患に大別することができるが、このうち、結核が主たる対象とされていたこの時代には、教育よりもむしろ治療に重点が置かれる傾向にあった。

その後、昭和四〇年前後からは、進行性筋ジストロフィー児が病弱教育の対象児童生徒として一定の割合を占めるようになり、今日に至っている。

また、昭和四〇年代の中頃からは、結核の占める割合が激減し、喘息と腎臓疾患の割合が急増した。

昭和五〇年代に入ると、現在は漸減の傾向にある虚弱・肥満の割合が一時増加し、また、昭和五〇年代中頃からは、他の障害を併せもつ者の割合が増加し、その後も一定の割合を占めている。昭和五〇年代後半頃からは、心身症等の割合の増加傾向が見られる一方、白血病等小児がんなど従来病弱教育の対象として考えられなかった悪性新生物疾患も一定の割合を占めるようになり、現在に至っている。

このような病気の種類の変化や現在までの医療の進歩、治療法の変化に伴い、入院の期間や時期等についても、従前は、治療を優先し、年単位にわたる長期の入院をしながら療養する傾向があったが、最近では、入院は集中治療期間に限るような傾向が見られる。

また、近年、病気療養児の教育は、健康回復や退院後の適応に関する内容が重視されてきており、このため、医療と教育が十分に連携して取り組むことが従来にも増して求められてきている。

二 病気療養児の教育の現状

(一) 教育の仕組み

現行制度上、慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が六か月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもは、原則として、養護学校において教育するものとされており(学校教育法第七一条、第七一条の二、同施行令第二二条の三)、また、慢性疾患の状態が六か月未満の医療等を必要とする程度の者は、療養に専念する必要のある者を除き、その状態に応じて、特殊学級で教育するか、又は通常の学級で慢性疾患の状態に留意して指導を行うものとされている。

そして、これらの措置を決定するに当たっては、医師の精密な診断の結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療等を必要とする期間などを考慮して慎重に行うこととされている。また、この判断は、医学的、心理学的、教育的な観点から総合的かつ慎重に行うものとされて

いる。(昭和五三年一〇月六日付け文初特第三〇九号各都道府県教育委員会等あて文部省初等中等教育局長通達)

なお、病弱等による就学義務の猶予・免除については、近年著しく減少し、平成五年度では一五二人(全学齢児童生徒の〇.〇〇一%)にすぎなくなっている。

(二) 教育の現況

平成六年五月一日現在、病弱養護学校のうち病院に併設し又は隣接して設置される学級(病院に入院している児童生徒を対象とする訪問教育学級を含む。)は一、四七六学級、在籍児童生徒数四、二八六人となっている。また、病弱・身体虚弱特殊学級のうち病院に併設し又は隣接して設けられているものは二三一学級、在籍児童生徒数七六二人となっている。

II 病気療養児の教育の特質と意義

一 病気療養児の教育の特質

病気療養児の教育は、病院に入院等している児童生徒に対する教育であることから、次のような特質を有している。

(一) 医療との関係

病院において治療や生活規制等を受けている病気療養児の教育は、養護学校や特殊学級における教育として、病院に併設し又は隣接した教室や病院内のベッドサイドにおいて行われるのが通常であり、また、養護・訓練は医療と連携して行われ、健康回復のための指導も行われるなど、医療との密接な連携を基盤とすることを特質としている。

(二) 入院前に通学していた学校との関係

病気療養のために入院している児童生徒にとって、入院前に通学していた学校との心理的繋がりを維持することは重要であり、病気療養児の教育に当たっても、このような点について配慮が必要である。

なお、このことは、入院により養護学校等に転学した児童生徒が、病状の変化により入院・退院を繰り返し、これに伴い入院前に通学していた学校との間で頻繁に転学を繰り返す例も見られることから、一層そのような配慮が重要となる。

二 病気療養児の教育の意義

病気療養児は、長期、短期、頻回の入院等による学習空白によって、学習に遅れが生じたり、回復後においては学業不振となることも多く、病気療養児に対する教育は、このような学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するものであるが、その他に、一般に次のような点についての意義があると考えられていることに留意する必要がある。

(一) 積極性・自主性・社会性の涵養

病気療養児は、長期にわたる療養経験から、積極性、自主性、社会性が乏しくなりやすい等の傾向も見られる。このような傾向を防ぎ、健全な成長を促す上でも、病気療養児の教育は重要である。

(二) 心理的安定への寄与

病気療養児は、病気への不安や家族、友人と離れた孤独感などから、心理的に不安定な状態に陥り易く、健康回復への意欲を減退させている場合が多い。病気療養児に対して教育を行うことは、このような児童生徒に生きがいを与え、心理的な安定をもたらし、健康回復への意欲を育てることにつながると考えられる。

(三) 病気に対する自己管理能力

病気療養児の教育は、病気の状態等に配慮しつつ、病気を改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣や意欲を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことに有用なものである。

(四) 治療上の効果等

医師、看護婦等の医療関係者の中には、経験的に、学校教育を受けている病気療養児の方が、治療上の効果があがり、退院後の適応もよく、また、再発の頻度も少なく、病気療養児の教育が、健康の回復やその後の生活に大きく寄与することを指摘する者も多い。また、教育の実施は、病気療養児の療養生活環境の質(QOL(クオリティ・オブ・ライフ))の向上にも資するものである。

III 病気療養児の教育の課題と今後構すべき施策

入院中の病気療養児の中には、病弱養護学校等の教育を受けることが本来適当であるにもかかわらず、入院前の小・中学校に在籍したまま、長期にわたり欠席している場合がある。更に、療養に専念しているとされている病気療養児の中にも、教育を受けることが必ずしも困難又は不可能ではないと推測される者も多い。

なお、本調査研究の一環として、小児科のある三〇〇床以上の病院に対し、平成六年三月一日現在で通算二週間以上入院している児童生徒の教育措置の状況について調査が行われた。この調査の結果から、養護学校等の教育を受けている児童生徒の割合を見ると、義務教育段階では全体の約六二．〇％にすぎないものとなっている。ただし、病気の種類や病状等により入院期間はさまざまであり、これに応じて、入院中の病気療養児の教育措置の在り方についても異なったものとなっているのが現状である。

こうした事態が生じる理由としては、病院等に併設し又は隣接する養護学校等の学級が十分に設置されていないこと、特に入院中の病気療養児は治療に専念すべきであると考えられがちであること、病気療養児の教育の必要性が教育関係者や医療関係者に十分に理解されていないこと、教育委員会関係者が管内に所在する病院等に入院する児童生徒の教育の機会確保に関して十分に認識せず、その実態を的確に把握していない場合があること、あるいは教育と医療の連携が十分でないことなどが考えられる。

しかしながら、養護学校等の教育を受けることが困難又は不可能ではないにもかかわらず、このような教育を受けることのできない児童生徒が義務教育段階において多数存在していることは、教育の機会均等の観点から、一刻も放置することのできない問題であり、このような病気療養児の教育の機会を確保することは、教育行政の喫緊の課題である。特に、病気療養児の入院する病院等の所在する地域を所管する教育委員会は、このような病気療養児の教育が自らの責務であることを認識することが必要である。

今後、病気療養児の教育を充実していくためには、前記の課題を踏まえ、以下に示す当面構すべき施策を適切に進めるとともに、引き続き中・長期的に検討を進めていく必要がある。

一 当面構すべき施策

(一) 入院中の病気療養児の実態の把握

今後、入院中の病気療養児に対して必要とされる教育の機会を確保していくために、各小・中学校においては、在籍する児童生徒のうち病院への入院等により欠席する者について、保護者の協力を得ながら、入院先や医療・生活規制を必要とする期間、欠席日数、病状などを的確に把握し、市町村教育委員会と協議しつつ、教育措置の変更の必要性を適切に判断しなければならない。そして、各市町村教育委員会は、この結果を踏まえ、教育措置の変更が必要な児童生徒については、必要に応じ、都道府県の教育委員会とも連携をとりながら、入院先の病院等の所在地を所管する教育委員会に連絡することが重要である。

(二) 適切な教育措置の確保

関係教育委員会においては、前記(一)の教育措置の変更が必要な児童生徒に対して、速やかに適切な教育措置を講じる必要がある。その際、関係法令の規定等も、このような児童生徒に教育の機会を可能な限り提供しようとする趣旨のものであることを十分に理解し、運用に当たることが必要である。

また、都道府県及び市町村の教育委員会においては、入院中の病気療養児に対して適切な教育措置が速やかに講じられるよう、病気療養児の教育の必要性、制度、手続、留意事項を教職員、保護者その他の関係者に周知・徹底し、転学事務処理の迅速化を図ることが必要である。この場合において、病気療養児本人及びその保護者の気持ちを考慮し、病気療養児の教育に関し、入院前に通学していた学校と養護学校等との間の密接な関係が保たれるよう努めることが重要である。

さらに、転学手続が完了していない児童生徒についても、養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれる。

(三) 病気療養児の教育機関等の設置

病弱教育の対象とすることが適当な児童生徒が入院している病院等の所在地を所管する都道府県及び市町村の教育委員会は、当該病院等の理解と協力を得て、その人数、病状等に応じ、隣接・併設等の形態により、養護学校の本校、分校、分教室等の設置や訪問教育の実施又は特殊学級の設置など病弱教育の特殊性を踏まえた適切な形態により教育を提供する必要がある。この場合において、可能な限り、病院等の協力を得て必要な面積の専有空間を確保することが重要である。

また、近年、入院期間の短期化、入院回数 の 頻回化等が進んでいることから、これに対応して、医療機関との緊密な連携の下に、計画的かつ迅速に必要な教育体制の整備を図ることが大切である。

(四) 教職員等の専門性の向上

病気療養児に対して病気の種類や病状に応じた適切な指導を行っていくためには、担当する教職員等の専門性の向上を図ることが重要である。そのため、国立特殊教育総合研究所等における研修を充実するのをはじめ、各都道府県の特殊教育センター等における研修事業の拡充に努めるとともに、校内研修や、併設・隣接医療機関の専門家の協力を得た研修の機会の確保を図る必要がある。

また、病気の種類・程度や学校の形態等に応じた教育上の配慮事項、教科指導上の留意事項に関する手引書を作成配布し、担当教員等によるよりきめこまかな教育を目指した努力を支援することも必要である。

(五) その他

病気療養児の教育の必要性、意義等を関係者に十分に周知し、理解を求めるとともに、病気療養児の教育の特質を踏まえ、医療機関、入院前に通学していた学校、福祉機関や保護者等との連携が十分に確保されるよう配慮することが必要である。

二 今後の検討課題

病気療養児の教育の改善・充実のため、当面構すべき施策は以上のようなものであるが、中・長期的になお検討すべきことも多い。今後、引き続き、以下の事項について調査研究を行うことが必要である。

なお、文部省と都道府県教育委員会が定期的に実施上の問題点等について連絡協議等を行うことも望まれる。

(一) 実態に関する調査研究

入院している病気療養児の病気の種類、病状等に関する実態についての調査研究を今後更に進める必要がある。

(二) 教育内容・方法の改善・充実

病氣療養児一人一人の病気の種類や病状、入院の期間、回数等の入院形態などに応じた適切な教育を実施するため、教育内容・方法を改善し充実する必要がある。

(三) 制度面等の整備

病氣療養児の病気の種類の変化、医学や医療技術の進歩に伴う治療法の変化等に対応し、教育の一層の改善・充実を図るための制度面等の整備についても、引き続き検討を行っていく必要がある。

ツ H25.3.4 病氣療養児に対する教育の充実について（通知）

24 初特支第 20 号
平成 25 年 3 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長殿
各都道府県知事殿
附属学校を置く各国立大学法人学長殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
大山 真未

病氣療養児に対する教育の充実について（通知）

近年、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために小・中学校等への通学が困難な者への対応など、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている者（以下「病氣療養児」という。）を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、このたび、政府の第二期がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）等に基づき、厚生労働省において、全国 15 か所の「小児がん拠点病院」の指定が別添のとおり行われました。現在、診療機能の充実及びより良い診療体制の整備のため、このような専門医療の集約化、ネットワーク化が進められつつあります。

については、今後の病氣療養児への指導等の在り方について、「病氣療養児の教育について（平成 6 年 12 月 21 日付文初特第 294 号）」（以下「病氣療養児の教育についての通知」という。）により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意いただきたい事項について下記のとおり整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、周知を図るようお願いします。

記

< 1 > 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

小児がん拠点病院の指定により、市町村や都道府県を越えて小児がん拠点病院に入院する病氣療養児の増加に伴い、転学及び区域外就学に係る手続の増加や短期間での頻繁な入退院の増加が予想されることなどを踏まえ、以下について適切に対応すること。

- (1) 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長及び各国立大学法人学長（以下「教育委員会等」という。）は、病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、病気療養児の教育についての通知で提示されているとおり、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないよう、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。
- (2) 教育委員会等は、病気療養児の教育についての通知で提示されている取組に加え、入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図るとともに、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。
- (3) 教育委員会等は、後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に修得単位の取扱い、指導内容・方法及び所要の事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

< 2 > 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要するため、病院を退院後も学校への通学が困難な病気療養児に対し、以下について適切に対応すること。

- (1) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、病弱者を対象とする特別支援学校、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導などにより、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育や I C T 等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、退院後にあっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。
- (4) 教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等が行う上記（1）～（3）の取組に対し、必要な助言又は援助を行うこと。

< 3 > その他

上記のほか、教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対し、「病気の子ども理解のために（全国特別支援学校病弱教育校長会及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所作成）」等の資料を周知するなど、病気療養児に対する教育についての理解啓発に努めること。

㊦ H30.9.20 小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

30 文科初第 837 号
平成 30 年 9 月 20 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和
(印影印刷)

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を
行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養児」という。）に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

この度、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「小・中学校等」という。）において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（以下「同時双方向型授業配信」という。）の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第 1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。

第 2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

なお、同時双方向型授業配信を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- (2) 配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあつては、小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）第 4 条及び中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）第 4 条の規定を踏ま

え、原則として 40 人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあっては、学校教育法施行規則第 120 条第 2 項の規定を踏まえ、視覚障害者又は聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として 10 人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として 15 人以下を標準とすること。

- (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第 34 条（同法第 49 条、第 49 条の 8、第 70 条第 1 項、第 82 条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあっては、同法附則第 9 条の規定にも留意すること。

第 3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。受信側で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 同時双方向型授業配信を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
 - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 病気療養児が同時双方向型授業配信に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
 - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も同時双方向型授業配信に含まれること。
- 5 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。
- 6 本取扱いにおける病気療養児に対する同時双方向型授業配信は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年

政令第 369 号) で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で同時双方向型授業配信を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。

7 このほか、高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 195 号文部科学省初等中等教育局長通知）を、病気療養児に対する教育については、「病気療養児の教育について」（平成 6 年 12 月 21 日付け文初特第 294 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「病気療養児に対する教育の充実について」（平成 25 年 3 月 4 日付け 24 初特支第 20 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）を参照すること。

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

第 4 指導要録における記載等

1 本通知に沿って病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、指導要録の様式 2（指導に関する記録）の「出欠の記録」において出席扱いとすることができること。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。

2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日付け 22 文科初第 1 号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 28 年 7 月 29 日付け 28 文科初第 604 号文部科学省初等中等教育局長通知）によるところとすること。

4 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人の教育的ニーズを踏まえた 学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省発行）

第1、2編

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf



第3編

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_02.pdf



【別冊】 小学校等における医療的ケア実施支援資料

https://www.mext.go.jp/content/20210701-mxt_tokubetu01-000016487_03.pdf



参考資料（「障害のある子供の教育支援の手引」関係）

https://www.mext.go.jp/content/20210701-mxt_tokubetu01-000016487_04.pdf



参考資料（「小学校等における医療的ケア実施支援資料」関係）

https://www.mext.go.jp/content/20210715-mxt_tokubetu01-000016487_05.pdf



資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話 (086)226-7912(直通) FAX (086)224-0612
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>

※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」